

令和 3 年第 1 回

長万部町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 4 日 開会

令和 3 年 3 月 12 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 3 年 3 月 4 日（木曜日）第 1 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	4 頁
○諸般の報告	-----	4 頁
○会議録署名議員の指名	-----	4 頁
○会期の決定	-----	4 頁
○町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明	-----	4 頁
○常任委員及び議会運営委員の選任について	-----	17 頁
○議長の常任委員の辞任について	-----	18 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について (令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 15 号）)	-----	19 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について (令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 16 号）)	-----	20 頁
○議案第 1 号 長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	-----	20 頁
○議案第 2 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例	-----	22 頁
○議案第 3 号 長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	-----	24 頁
○議案第 4 号 長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	-----	29 頁
○議案第 5 号 長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	-----	32 頁

○議案第6号	長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	34頁
○議案第7号	第4次長万部町まちづくり総合計画の策定について	35頁
○議案第8号	令和2年度長万部町一般会計補正予算（第17号）	39頁
○議案第9号	令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	48頁
○議案第10号	令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）	49頁
○議案第11号	令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）	50頁
○議案第12号	令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	52頁
○議案第13号	令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）	53頁
○議案第14号	令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）	55頁
○議案第15号	令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第5号）	56頁
	（議案第16号から議案第23号まで一括議題）	58頁
○議案第16号	令和3年度長万部町一般会計予算	
○議案第17号	令和3年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第18号	令和3年度長万部町国民健康保険特別会計予算	
○議案第19号	令和3年度長万部町介護保険特別会計予算	
○議案第20号	令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計予算	
○議案第21号	令和3年度長万部町ガス事業会計予算	
○議案第22号	令和3年度長万部町水道事業会計予算	
○議案第23号	令和3年度長万部町病院事業会計予算	
○諸般の報告		58頁
○同意第1号	長万部町農業委員会委員の任命について	58頁
○諸般の報告		59頁
○諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	59頁
○休会の決定		60頁
○散会宣告		60頁

令和3年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 3年 3月 4日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 3年 3月 4日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	建設課 長	神野 隆之
副 町 長	佐藤 英代	水道ガス課 長	中里 博也
総務課 長	本前 武広	出納室 長	岡野 喜美雄
まちづくり推進課 長	加藤 慶一	消 防 長	中田 義之
新幹線推進課 長	岸上 尚生	病院事務 長	田辺 知行
税務課 長	中山 裕幸	教 育 長	近藤 英隆
町民課 長	佐藤 剛	教 育 次 長	對馬 政宏
町民課 参事	大内 修	教育委員会事務局 参事	佐藤 修
保健福祉課 長	岡部 忠	選挙管理委員会書記 長	本前 武広
健康推進室 長	野澤 明子	監査事務局 長	豊嶋 慎一
産業振興課 長	小川 洋	農業委員会事務局 長	小川 洋

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	豊嶋 慎一
事務局 主幹	増田 理恵
議 事 係	工藤 大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4		常任委員の選任について
日程第5		議会運営委員の選任について
追加日程第1		議長の常任委員の辞任について
日程第6	承認第1号	専決処分の承認について (令和2年度長万部町一般会計補正予算(第15号))
日程第7	承認第2号	専決処分の承認について (令和2年度長万部町一般会計補正予算(第16号))
日程第8	議案第1号	長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
日程第9	議案第2号	長万部町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第3号	長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第4号	長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第5号	長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第6号	長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第7号	第4次長万部町まちづくり総合計画の策定について
日程第15	議案第8号	令和2年度長万部町一般会計補正予算(第17号)
日程第16	議案第9号	令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第10号	令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
日程第18	議案第11号	令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第19	議案第12号	令和2年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第20	議案第13号	令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第14号	令和2年度長万部町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第22	議案第15号	令和2年度長万部町病院事業会計補正予算(第5号)
日程第23	議案第16号	令和3年度長万部町一般会計予算
日程第24	議案第17号	令和3年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第18号	令和3年度長万部町国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第19号	令和3年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第20号	令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第21号	令和3年度長万部町ガス事業会計予算
日程第29	議案第22号	令和3年度長万部町水道事業会計予算
日程第30	議案第23号	令和3年度長万部町病院事業会計予算

日程第31 同意第 1 号 長万部町農業委員会委員の任命について
日程第32 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和３年第１回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。監査委員から１２月分、１月分の出納検査報告書、定期監査報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。

また、渡島廃棄物処理広域連合議会議員からは会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において２番辻紀樹議員、７番高森議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から１２日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から１２日までの９日間と決定いたしました。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（辻義雄） 日程第３、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明を行います。
はじめに町政執行方針を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和3年第1回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私は、町長の重責を担わせていただいて以来今日まで、町民の生命と財産を守るという信念のもと、町民の皆様の声に耳を傾け、夢と希望を持ち安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、町政の執行にあたってまいりました。この間、議員各位をはじめ、町民の皆様からいただいた温かいご支援とご協力に、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るい、人の移動や日常生活に制限が課せられるなど、国民生活や経済活動に多大な影響が生じる1年となりました。本町におきましても、国や北海道と連携を図りながら、感染防止対策や、経済的・精神的な負担を強いられる町民の皆様の生活支援に努めてきたところであります。

地方を取り巻く環境は、コロナ禍の影響や、人口の減少、少子高齢化の進展など、依然として厳しい状況にあります。町政の執行にあたっては、令和3年度を初年度とする第4次長万部町まちづくり総合計画に則り、本町が誇りと希望の持てるふるさととして、未来に向かい永続的に発展できるように、各種施策の実現に全力をあげて取り組んでまいり所存であります。

今後も、町民一人ひとりの思いを大切に町政を進めてまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政執行の主要施策について申し上げます。なお、内容は要約して読み上げをさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

はじめに、防災関係及び交通安全対策について申し上げます。防災関係では、令和3年度において、北海道より公表予定の新たな津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップの更新作業を進めるとともに、引き続き、防災備蓄品の整備や、災害パネル展の開催など、防災意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策では、関係機関と連携し、旗の波運動や街頭指導の実施により、町民一人ひとりの安全意識の高揚を図り、交通事故の減少と死亡事故の撲滅を目指してまいります。

次に、第4次長万部町まちづくり総合計画について申し上げます。第4次長万部町まちづくり総合計画の策定にあたっては、令和元年11月から町内各層で構成する長万部まちづくり推進会議の開催と、長万部まちづくり推進庁内プロジェクトチーム会議および若手職員によるワークショップの開催、町民アンケートの実施によるご意見・ご提言をいただきながら、鋭意協議を進めてまいりました。このたびパブリックコメントを経て最終案を取りまとめましたので、本定例会に基本構想を提案いたしております。

次に、長万部町国土強靱化地域計画について申し上げます。第4次長万部町まちづくり総合計画と並行して作業を進めてまいりました、長万部町国土強靱化地域計画の最終案がまとまりました。国の基本計画と北海道強靱化計画に配意し、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図るため、関連施策の推進に努めてまいります。

次に、長万部町地域公共交通計画について申し上げます。令和2年度に改正された地域公共交通活性化再生法では、地方自治体による地域公共交通計画の策定が努力義務として規定されたほか、

従来の公共交通サービスに加え、コミュニティバスなどを総動員して、地域の移動手段を確保・対応できるよう位置づけられております。本町においては、ＪＲや路線バスの減便、老人福祉バス・スクールバス事業の費用の増大や、新幹線開業に合わせた二次交通のあり方などの現状を踏まえ、関係者で構成する地域交通活性化協議会を立ち上げ、交通事業者間の調整を行い、まちづくり総合計画等と整合が図られた持続可能な公共交通ネットワークを一体的に形成することを目的とした「長万部町地域公共交通計画」の策定について、令和３年度より２か年で取り組んでまいります。

次に、長万部都市計画マスタープラン関係について申し上げます。令和６年度までを計画期間とする、現在の「長万部都市計画マスタープラン」につきましては、北海道の区域マスタープランが見直しされるのを踏まえ、昨年度から見直し作業を進めてまいりました。

また、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能なまちづくりを目指して、将来の新幹線長万部駅を中心に都市機能を集約し、居住を誘導する区域を定める「長万部町立地適正化計画」および、バリアフリー移動円滑化促進区域を定めた「移動円滑化促進方針」につきましても、今月中の策定を目指し作業を進めております。

次に、北海道新幹線工事関係について申し上げます。新幹線の地上部である明かり区間につきましては、現在、町内ほぼすべての区間で、測量調査や新幹線と交差する道路や河川などの支障移転や、付け替え協議が行われております。現在、線路に分断された長万部市街地の東西を結ぶ中央跨線橋につきましては、新幹線高架橋の支障物件となることから、撤去工事の準備のため令和４年３月３１日をもって通行止めにする다고いたしました。替わりとなる歩道橋につきましては、新幹線長万部駅の東西を結ぶ自由通路の建設を計画し、令和９年度末の完成を目指して協議を進めているところであります。

今後、用地買収や支障物件の移転など、協議の本格化が想定されますが、町民の皆様の生活にできる限り支障が生じないよう、最大限に配慮するとともに、事業が円滑に推進できるよう、建設主体である鉄道・運輸機構との連携を密にして対応してまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。平成３０年度に採用した協力隊員につきましては、飲食のサービス業で独立開業を目指し、空き店舗改修工事などの支援を行ってまいりましたが、現在すべての準備が整い、４月からは店舗名を「炭火焼き鳥まっちゃん」として、大町で独立開業することとなりました。地域おこし協力隊卒業生として移住・定住する見込みとなることは大変喜ばしいことであり、協力隊員本人の努力と決断に心から敬意を表するとともに、隊員本人ならびに協力隊の活動にご協力いただいた多くの町民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和２年度は、新たに地域文化推進員１名、提案型地域おこし協力隊員１名を採用したところであり、地域文化推進員につきましては、学習文化センターを拠点として、図書館司書の資格取得や、先月まで開催していた「大鉄道写真展」などの地域の文化活動の推進に取り組んでまいりました。また、提案型地域おこし協力隊員につきましては、本町通の旧加藤書店を改装し、ゲストハウスを営業することを目標に店舗の改装に取り組んでおり、併せて、ヨガやアウトドアなどの体験事業を実践するなどとして、事業化の可能性を模索しているところであります。

今後も協力隊員や候補者の意向を踏まえながら、空き家の有効活用や、新たな分野へのチャレンジなど、定住・自立に向けた取組に対する支援を、積極的に行ってまいります。

次に、高齢者福祉対策および介護保険事業について申し上げます。本年３月に策定した、第８期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「健康寿命の延伸と元気高齢者の活躍

推進」「安心・安全に暮らせる環境づくり」「多様な暮らしを支え合うまちづくり」を目標に取り組を進めてまいりました。

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備、医療・介護連携の推進、認知症の総合的な対策に取り組んでまいります。

また、地域敬老会への助成、老人クラブの活動支援、タクシー料金の助成、福祉バスの運行など、令和3年度も継続して実施してまいります。

次に、障がい者福祉関係について申し上げます。第6期長万部町障がい福祉計画（第2期長万部町障がい児福祉計画）をもとに、「障がい者のだれもが自立し、安心して暮らし合える町」を目指し、相談支援体制や情報提供の充実を図るとともに、個々に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。また、地域活動支援センター事業を継続してまいります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。長万部町健康づくり計画に基づき、「健やかに産み育てる」「生活習慣病の予防と悪化の防止」「こころの健康保持」を目標に、家庭や教育関係機関、商工・農業・漁業団体、町内会等と連携し、健康づくりの推進に取り組んでまいります。

母子の健康では、妊婦一般健診費用および通院費、新生児聴覚検査費用の一部助成を継続してまいります。また、健診の受診率向上のため、検診料金の一部助成を継続してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの接種にあたっては、ワクチンの供給量および性質に応じて効率的に接種する必要があることから、医療機関等と連携を図りながら、接種順位や接種日時、接種場所等について随時町民へ情報提供するとともに、町民からの予約相談窓口を開設するなど、円滑に接種を進められるよう取り組んでまいります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。町立保育所では、職員体制の充実を図るとともに、保護者のご協力をいただきながら、保育サービスや保育環境の充実に努めてまいります。更に、いずみ保育園において、認可外保育施設から認可保育所に移行することになっていることから、認可に移行するための運営費の支援を行ってまいります。学童保育につきましては、民間事業者に委託し、引き続き実施してまいります。

次に、地域会館関係について申し上げます。新開寿の家と南栄町老人憩の家を統合した、中規模の集会施設につきましては、基本・実施設計を実施し、令和4年度の新施設完成に向けた事業を進めてまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。自然に優しい循環型の地域社会づくりを目指すため、生ごみ堆肥化容器購入補助など、継続して実施してまいります。海岸漂着物の回収・処理につきましては、補助事業を利用し、静狩地区・旭浜地区・長万部地区について実施してまいります。また、街路灯の電気料金補助および設置改良補助を継続してまいります。

山越郡衛生処理組合から引き継ぎした、し尿処理施設につきましては、令和3年度は処理棟を解体し、令和4年度では、その他の施設を解体する計画で事業を進めてまいります。

次に、農業振興について申し上げます。酪農経営の安定的発展を図るため、酪農ヘルパー利用組合や、乳牛検定組合等に助成するとともに、町営による公共牧場事業を継続してまいります。

肉用牛は、町有貸付牛の貸付けを引き続き行うとともに、関係団体と連携し、生産者の技術支援や巡回指導等に努めてまいります。

道営草地整備事業では、草地整備改良、暗渠排水など、令和４年度まで引き続き実施してまいります。

各地区の農地及び営農用水施設等の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金事業を実施し、保全活動の支援をしてまいります。

新規就農者対策では、就農フェア等に長万部町のブースを出展し、本町のＰＲや就農への情報発信を行ってまいります。

次に、林業振興について申し上げます。町有林保育事業では、地拵・植栽などの森林整備を、民有林保育事業では、未来につなぐ森づくり推進事業補助などを行い、林業振興と森林機能の向上に努めてまいります。また、分収造林事業では、下刈事業などを、道営事業では、基幹林道豊津黒岩線整備を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、小動物による農業被害も増加傾向にあることから、緩衝地帯整備などによる物理的な侵入経路を塞ぐとともに、箱わなを増加し、個体数の調整を図るなど、関係機関と連携を図り、効果的な対策を実施してまいります。

次に、漁業振興について申し上げます。令和２年におけるホタテ貝養殖漁業の漁獲量および漁獲金額は、前年と比較して漁獲量は８５．５％の増となりましたが、漁獲金額では１５．９％の増にとどまりました。ホタテの生育状況は、本年２月の調査では、アイヌ政策推進交付金事業にて管外より移入した稚貝を含め、おおむね良好な生育となっておりますが、引き続き、各関係機関と連携し、注意深く生育調査等を行ってまいります。

漁業振興では、漁港街路灯電気料の補助を行い、漁家経営の安定化と健全な育成を進めるとともに、水産物供給基盤機能保全事業では、長万部漁港の機能保全工事や、静狩漁港の漂砂対策として防砂堤の新設工事を進めてまいります。

次に、商工・観光振興について申し上げます。本町の商工業の振興を図るため、商工会への運営費助成と、中小企業の経営安定のための中小企業融資資金の貸付けを行い、利子補給を実施してまいります。

観光振興では、ＪＲ長万部駅舎内に設置されている観光案内所に対し、令和３年度も引き続き助成を行い、機能の強化を図ってまいります。また、長万部温泉の温泉井維持管理事業に助成し、温泉施設の安全と安定供給に努めてまいります。

本町の一大イベントであります「おしゃまんべ毛がにまつり」につきましては、引き続き助成を行い、更なる観光振興・地域振興に努めてまいります。

次に、労政関係について申し上げます。昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に雇用情勢は厳しい状況にあることから、引き続き関係機関と連絡を密にし、求人情報や各種事業等の周知を図るとともに、国や道と連携し、雇用の確保に努めてまいります。

次に、消費生活相談関係について申し上げます。近年の消費生活相談の多様化に伴い、平成２４年度から、より高度な対応ができる「函館市消費生活センター」への相談引継ぎ体制を整えております。また、北海道が交付する地方消費者行政強化事業補助金を活用し、担当職員を専門的な研修に派遣することにより、更なる消費生活相談体制の充実を図ってまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、令和３年度は町道橋７８橋のうち９橋について、国の道路メンテナンス補助事業を活用した橋梁点検調査業務を実施してまいります。

また、長万部町橋梁長寿命化修繕工事計画につきましては、令和３年度に再策定を行い、今後の

町道橋の点検および修繕を円滑に進めてまいります。

その他、町道の舗装補修工事や排水路の清掃、河川の土砂除去など計画的に実施してまいります。

公園事業では、長万部公園キャンプ場およびあやめ公園パークゴルフ場につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や、国および北海道の動向を踏まえ、令和３年度の運営方法について、慎重に判断してまいります。

公営住宅事業では、夜間停電時における避難の安全確保のため、町営住宅はまなすシルバーハウジングの共用廊下・階段に設置している、非常照明用器具の交換工事を実施してまいります。また、北海道新幹線建設に伴う南部団地移転に係る新団地建設につきましては、令和３年度は基本設計を実施し、建替事業を進めてまいります。その他、住宅施設や設備の維持、修繕など、計画的に実施してまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道の利用状況は、令和３年１月末現在、水洗化率７７．０％となっており、今後も水洗化の普及促進を図り、自主財源の確保と経営の効率化に努めてまいります。また、令和２年度に供用開始の汚水処理施設は順調に稼働しており、令和３年度も引き続き万全の体制で事業を実施してまいります。

次に、ガス事業について申し上げます。令和２年度の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス販売量が１月末現在で前年度を下回り、単年度収支で赤字が見込まれております。

令和３年度の主な事業として、ガス本支管の耐震化対策工事等を実施してまいります。収益は、ガス売上の微減と施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。

ガス事業につきましては、今後も厳しい経営環境ではありますが、保安の確保と安全性の向上に努めるとともに、健全な経営を図るよう努力してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。令和２年度は、給水件数、給水量とも１月末現在で、前年度より下回りましたが、経費の節減により、単年度収支で黒字が見込まれております。

令和３年度の主な事業として、静狩地区水源井戸掘削工事および水道管移設工事等の費用を計上しております。収益は、給水収益の微減を見込んでおりますが、経費の減少により単年度収支で黒字の見込みとなっております。

水道事業につきましては、今後とも経費の節減を図り効率的な事業運営を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

次に、町立病院事業について申し上げます。町立病院につきましては、４月から内科医師３名、総合診療科医師１名の医師４名による診療体制になります。小児科は毎週火曜日と金曜日、整形外科は月２回、眼科は２か月に１回の診療となります。土曜日と日曜日の緊急医療につきましては、北大病院などから医師の派遣をいただき、診療を実施してまいります。

令和３年度につきましては、コロナ禍での予防対策と感染対策の徹底、また、高齢化の進展や多様化する診療需要等、町民の皆様の期待に応えられる病院づくりを進めるため、訪問診療や健康診断・各種検診および予防接種等の充実を図りながら、地域に根ざした信頼される病院を目指してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。火災予防につきましては、防火対策物の立入検査を徹底し、違反是正を促すとともに、避難訓練や防火指導により予防意識の向上を図り、火災による被災者の抑制に努めてまいります。また、要配慮者の被災を防ぐため、特別査察や防火指導を行うとともに、住宅用火災警報器の早期更新の普及啓発を推進してまいります。

救急業務につきましては、医療機関との連携を強化し、迅速な救急搬送態勢を確立するとともに、救急救命士養成や医療研修機関に派遣し、高度な知識技術の修得など、救急隊員の資質向上を図ってまいります。

消防団につきましては、消防団員の技術向上や国が定める装備基準に基づき、装備資機材を計画的に整備し、団員の安全確保に取り組んでまいります。

以上、町政執行の概要について申し述べましたが、日々の変化を鋭敏に感じ取り、町民のみなさんの声に耳を傾けながら、共に汗を流し地域づくりに邁進する決意であります。町議会ならびに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で町政執行方針を終わります。

次に教育行政執行方針を行います。

近藤教育長。

〔教育長（近藤英隆）登壇〕

○教育長（近藤英隆） 令和3年第1回町議会定例会の開会にあたり、町教育委員会が所管する教育行政の基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校では臨時休業や行事の中止・見直しを行い、社会教育施設においても臨時休館や各種イベントを中止・縮小するなど多大な影響が生じる1年となりました。今なお、収束が見えないコロナ禍ではありますが、国や北海道からの指示や方針を重く受け止め、町と連携した感染防止対策をしっかりと行い、学校教育事業および社会教育事業を運営してまいります。

教育行政におきましても地域の未来を創造する人づくり文化づくりに努めてまいります。その実現のため、生涯学習の推進、家庭・学校教育の充実、地域文化の育成やスポーツ活動の振興にも努めてまいります。

それでは、令和3年度の主な施策等について、分野ごとに申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、内容は要約して読み上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

学校教育について申し上げます。新学習指導要領による教育課程編成については、小学校および中学校では新学習指導要領による教育課程が編成されています。各学校においても、新学習指導要領に沿った授業改善を進めるとともに、子どもたちの学ぶ環境の向上について支援してまいります。

I C Tを活用した教育活動の推進については、G I G Aスクール構想に伴う「1人1台端末整備」と「校内通信環境整備」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による学習保障に対応するため、令和2年度において整備が完了いたしました。これにより、I C Tを活用した授業や学校行事が始まっていくものと考えております。今後は、教職員のスキルアップを支援し、子どもたちの学ぶ環境の向上に努めてまいります。

幼・小・中・高・大学連携による教育活動の充実については、幼稚園から大学まである本町の特色を最大限に活かした教育が行えるよう、「長万部町教育連携会議」などを活用し、課題を整理・検討して、学校教育活動の更なる充実を図ってまいります。

地域の教育力を活用した取組については、「地域とともにある学校づくり」を目的とし、学校と地域がパートナーとして連携・協力できるような取組を進めてまいります。具体的な施策として、

「学校運営協議会」において、学校における様々な学習活動に対して、地域人材の活用機会を検討し、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

学力・体力向上などへの取組については、学力向上の取り組みとして、全国学力・学習状況調査の実施と町独自の標準学力テストの実施により、児童生徒の学習に対する理解度についての把握に努め、授業内容に工夫を加えるなど、学力向上に繋げるための授業改善を進めてまいります。また、児童生徒の基礎学力の向上のため、家庭学習の定着化と読書活動の取組について、保護者への啓発も進めてまいります。体力向上の取り組みでは、全国体力・運動能力、運動学習等調査を実施して、児童生徒の実態と課題を分析いたします。また学校における体育・健康に関する改善を進めてまいります。

小・中学校、高等学校において実施しております、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指した「キャリア教育」の一環としての「ふるさと学」についても、継続して進めてまいります。

特別支援教育への取組については、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」には、学校内の教職員同士が協力し、児童生徒を支援する体制づくりを進めてまいります。また、教育支援委員会議などを通じて、各関係機関との情報連携を図り、就学前からの情報収集に努め、就学指導を適切に実施してまいります。

いじめ防止・不登校等児童生徒への取組については、いじめの問題については、児童生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許されない行為」という強い意識を持たせるための取り組みを進めてまいります。また、アンケートを実施し、いじめの早期発見に繋げ、問題解決に取り組んでまいります。

不登校等児童生徒については、学校適応指導専門員の配置とスクールカウンセラーの配置を行うなど体制づくりを進めます。さらに、定期的な家庭訪問や保護者との連絡を取り合うなど、不登校解消に向けての対応を行ってまいります。

学校における働き方改革の取組については、「学校における働き方改革『長万部町アクション・プラン』」に基づき、本来担うべき業務に専念できる環境の整備や「学校閉庁日」の設定など、教職員の負担軽減に係る取組に努めてまいります。

学校施設の維持・管理については、児童生徒の安心、安全のために学校施設の維持・管理や安全性の点検・確認を随時実施し、適切な修繕などを行ってまいります。

高等学校支援については、長万部高等学校の生徒確保に向け、制服購入費補助、通学費補助、奨学金制度を実施し、通学困難な生徒に対しては、スクールバスの運行を行うなどの支援を引き続き行ってまいります。また、「長万部高校の教育を地域とともに考える会」への支援を行うなど協力してまいります。

通学路の安全確保については、児童生徒の通学路の安全を確保するため、長万部町青少年健全育成推進協議会には、「合同点検」の実施をいただいております。また、保護者などからの危険と思われる場所の情報提供に対して、安全確保に向けた可能な限り迅速にかつ効果的な対応を推進してまいります。さらに、不審者情報が寄せられた場合は、関係機関と連携を図り、注意喚起を行うなどの速やかな対応を行ってまいります。

次に、学校給食について申し上げます。安全・安心な給食の提供については、献立内容の工夫に努めるとともに、「学校給食施設の衛生管理基準」に基づく調理作業の実践と食材調達における産地・鮮度確認の厳格化に努めるとともに、調理環境の整備に努めてまいります。

食育の推進については、各学校ごとに策定された食育計画に基づき指導しており、今年度も、栄養バランスはもちろん、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図り、食に対する知識やマナーなどを身につけるための指導を進めてまいります。また、食育の実現には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であるため、給食だよりやホームページなどにより、保護者などへの広報・啓発活動を継続的に実施してまいります。

給食材料の選定については、栄養バランスのとれた給食を提供するため、原材料価格の動向を見極め、食材などを工夫しながら、地元食材の使用にも努めてまいります。

給食費の未納・滞納解消への取組については、給食費の未納と滞納が発生しないようにするため、未納者への通知や訪問などによる督促のほか、児童手当からの特別徴収も実施してまいります。また、今後も長万部町債権管理委員会と連携し、滞納解消に努めてまいります。

社会教育について申し上げます。生涯学習推進の取組については、新たに策定された「第四次長万部町生涯学習推進計画」に基づき、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、人づくりや町づくりを目指した社会教育活動の発展に努めてまいります。

地域活動や、自発的ボランティア活動、各種団体・サークルなどへの支援を継続し、世代に応じた学習活動と体験活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成活動を推進してまいります。

文化活動振興の取組については、町民の心豊かで潤いのある生活を推進するため、各種文化サークルと連携し、文化活動に対する支援を行ってまいります。また文化ホールを活用した舞台芸術鑑賞・発表の機会を提供するため、長万部町文化協会と連携した取組を進めてまいります。

町民の読書週間の定着を図るため、親しみやすい図書館を目指した事業を実施し、図書館活動の充実を図ってまいります。

文化財保護・保存・活用の取組については、東蝦夷地南部藩陣屋跡ヲシヤマンベ陣屋跡、二股温泉の石灰華、静狩湿原などの保護・保存活動を継続してまいります。また、新幹線建設工事に伴う道教育委員会の埋蔵文化財調査にも対応してまいります。

スポーツ活動振興の取組については、町民が健康で生きがいを持って社会活動ができる環境づくりを目指してまいります。長万部町スポーツ協会をはじめ、スポーツ少年団、学校および地域団体と連携し、生涯スポーツの普及・定着にも努めてまいります。

教育委員会が主催して、スポーツに親しむ機会として、「町民ふれあいオリンピック」や「冬のレクスポーツの祭典」を実施します。また、各種スポーツ団体・サークルなどの主催する各種競技会や各種大会を積極的に支援してまいります。

町民プールのより一層の活用を図るため、B & G財団と連携しながら、取組を進めてまいります。

社会教育施設の維持・管理については、社会教育施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕・更新などを実施してまいります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めてまいります。

〔教育長（近藤英隆）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で教育行政執行方針を終わります。

11時まで休憩いたします。

10時42分 休憩

11時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて予算大綱説明を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和3年度各会計予算案について、その大綱をご説明申し上げます。

政府は昨年12月に、令和3年度予算編成の基本方針を閣議決定し、内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、経済あつての財政との考え方のもと、経済財政運営に万全を期すとともに、予算編成にあたっては感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組とともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとしております。

これらの国の方針を踏まえ、本町の新年度予算編成にあたっては税財源の確保はもとより、国の取組と協調を合わせた歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、ふるさと長万部が未来に向かい永続的に発展できるよう、産業の振興、福祉の向上、教育の充実を柱に、各種計画に則り令和3年度予算を編成いたしました。

各会計の予算規模は、一般会計が49億9,800万円、特別会計及び企業会計は、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・公共下水道・ガス・水道・病院の7会計が、合わせて32億1,467万6,000円となり、一般会計及び特別会計並びに企業会計の合計は、82億1,267万6,000円で、前年度対比2億8,636万2,000円の増となっております。

それでは、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

はじめに、一般会計予算案についてご説明いたします。予算総額は49億9,800万円で、前年度に比較し2億6,100万円、5.5%の増となりました。増額となった主な要因は、北海道新幹線建設関連補償事業基金積立、し尿処理施設解体工事、町有林間伐外、町営住宅建設工事設計業務委託、自由通路等基本設計業務委託、スクールバス購入などによるものであります。

歳出の主なものは、議会費は7,056万円で、前年度に比較し22万8,000円の減で、議会運営費と事務局経費を計上いたしました。

総務費は11億789万円で、前年度に比較し3億4,668万9,000円の増となります。

歳出の主なものは、公共施設対策705万2,000円、地域おこし対策735万8,000円、地域公共交通計画策定407万円、新幹線建設負担金9,415万円、生活交通確保対策599万円、地域情報化4,019万4,000円、交通安全対策110万円、ガス・温泉採取供給1,416万5,000円、防災対策1,014万3,000円、防犯灯・街路灯整備517万2,000円、このほか一般管理費、財産管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費など管理部門の経費を計上いたしました。

民生費は9億9,101万4,000円で、前年度に比較して1億3,908万5,000円の減となりました。

歳出の主なものは、福祉センター運営624万7,000円、高齢者生活支援496万6,000円、介護予防・生きがい活動支援435万6,000円、在宅福祉支援120万円、老人福祉バス運行329万2,000円、高齢者生活福祉センター運営2,300万円、社会福祉法人施設補助3

35万3,000円、地域会館等整備632万5,000円、老人福祉センター運営337万1,000円、このほか、多子世帯保育料等軽減補助、心身障害者医療費、乳幼児等医療費、保育所に係る児童措置費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

衛生費は6億9,953万8,000円で、前年度に比較し1,776万円の減となります。

歳出の主なものは、渡島廃棄物処理広域連合負担金8,105万1,000円、ごみ処理施設運営1億2,135万1,000円、下水路整備610万円、汚水処理施設維持管理3,654万2,000円、し尿処理施設解体整理2億1,560万円、このほか予防費、環境衛生費、公害対策費、病院事業会計繰出金、水道事業会計繰出金等に所要額を計上いたしました。

労働費は152万円で、前年度に比較し1,000円の減となります。

歳出の主なものは、労働金庫への貸付金100万円と、季節労働者への就労援助、団体運営に対する補助などを計上いたしました。

農林水産業費は3億1,502万2,000円で、前年度に比較し1,337万4,000円の増となります。

歳出の主なものは、多面的機能支払交付金事業補助等、農業振興として245万3,000円、乳牛検定組合補助、酪農ヘルパー利用組合補助等、畜産振興として283万2,000円、農地振興1,659万2,000円、公共牧場管理運営1,850万円、このほか農業委員会運営など管理部門の経費を計上いたしました。

林業振興対策は、町有林の下刈、鳥獣捕獲補助等、林業振興として8,024万1,000円、分収造林448万8,000円、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金は2,500万円を計上いたしました。

水産業振興対策は、噴火湾渡島海域漁業振興対策協議会負担金、付着物有機資源リサイクル事業補助等、水産業振興として280万4,000円、水産基盤整備4,285万1,000円、水産物流通加工基盤強化対策4,050万1,000円、アイヌ政策推進は、ホタテ貝の稚貝に関する調査研究事業委託として2,346万円を計上いたしました。

商工費は4,098万円で、前年度に比較し103万8,000円の減となります。商工振興対策は、商工会運営費補助、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助、合宿誘致事業補助など953万円です。

観光振興対策は、観光協会運営費補助、写万岳ハイキングコース維持管理事業補助、長万部温泉井維持管理事業補助など1,098万4,000円、このほか、多目的活動センターの運営経費を計上いたしました。

土木費は6億6,078万4,000円で、前年度に比較し3,837万円の増となります。道路橋梁維持は、道路舗装・側溝補修等・除雪対策経費等で2億4,354万4,000円、河川維持1,100万円、都市計画3,389万1,000円、公園環境整備1,156万9,000円、町営住宅整備550万円、町営住宅建設3,885万9,000円などを計上いたしました。

消防費は1億8,257万7,000円で、前年度に比較し1,243万9,000円の減となります。消防本部、消防団に係る経費を計上いたしました。

教育費は3億7,144万7,000円で、前年度に比較し551万4,000円の増となります。学校教育関係では、スクールバス購入2,596万円を計上いたしました。社会教育関係では、町

民センター運営184万1,000円、植木蒼悦記念館整備459万8,000円、学習文化センター運営1,133万3,000円を計上いたしました。体育関係では、スポーツセンター運営986万3,000円、海洋センター運営838万2,000円を計上いたしました。学校給食センター運営は8,452万4,000円を計上いたしました。

災害復旧費は、災害応急対策として15万6,000円を計上いたしました。

公債費、諸支出金、予備費は、それぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。町財政の根幹であります町税収入は5億6,427万7,000円で、前年度に比較し3,190万5,000円、5.4%の減となります。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、合わせて1億8,844万9,000円を計上いたしました。

地方交付税は21億3,000万円で、前年度に比較し1億200万円の増となります。普通交付税を20億円、特別交付税を1億3,000万円見込んでおります。税収入、繰入金等の自主財源は、前年度に比較し8,655万3,000円減の13億672万4,000円を計上いたしました。その主なものは、財産収入3,137万円、分担金及び負担金3,435万2,000円、使用料及び手数料1億4,851万円、基金繰入金4億4,457万9,000円であります。

基金繰入の内訳は、財政調整基金2億5,300万円、減債基金1,500万円、地域振興基金1,000万円、生活交通確保対策基金599万円、まちづくり基金4,000万円、地域福祉基金200万円、森林環境譲与税基金298万9,000円、し尿処理施設解体基金1億1,560万円、以上8基金からの繰入を計上いたしました。

国庫支出金や町債等の依存財源は、前年度に比較し3億4,755万3,000円、10.4%増の36億9,127万6,000円を計上いたしました。内訳として、国庫支出金は3億5,272万7,000円で、主なものは、し尿処理施設解体事業1億円、自立支援給付負担金8,853万3,000円、児童手当負担金3,421万8,000円、除雪事業2,420万円、アイヌ政策推進交付金1,876万8,000円、子どものための教育保育給付費負担金1,269万8,000円、許可認可移行運営費支援事業1,000万円などであります。

道支出金は2億3,472万6,000円、主なものは、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業4,550万円、自立支援給付負担金4,426万9,000円、後期高齢者医療保険料軽減費負担金2,531万5,000円、国民健康保険税軽減費負担金2,476万9,000円、林業振興事業1,732万2,000円、海岸漂着物対策事業1,360万円などであります。

町債は3億7,730万円で、内訳は、総務関連では、新幹線対策債等3事業で9,390万円、民生関係では、高齢者等交通移動手段確保対策事業債等3事業で1,670万円、衛生関連では、地域医療対策債3,000万円、農林水産関連では、水産基盤整備債等4事業で7,330万円、消防関連では、消防整備債10万円、教育関連では、スクールバス導入債等2事業で2,930万円、このほか臨時財政対策債1億3,400万円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。予算総額は1億514万7,000円で、前年度に比較し272万3,000円、2.7%の増となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6,608万8,000円、繰入金3,889万円を計上しております。

次に、歳出の主なものは、保険料等負担金9,984万3,000円で、事務費負担金328万6,000円を加えた後期高齢者医療広域連合納付金1億312万9,000円を計上いたしております。

次に、国民健康保険特別会計予算案について申し上げます。予算総額は7億4,936万円で、前年度に比較し1,055万3,000円、1.4%の減となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億3,090万円、道支出金5億3,710万6,000円、一般会計繰入金8,076万1,000円、このほか使用料及び手数料、諸収入で59万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものは、職員給与費のほか、賦課徴収費等の運営管理経常費として総務費に2,846万9,000円、保険給付費5億2,332万1,000円、国民健康保険事業費納付金1億8,795万8,000円、このほか財政安定化基金拠出金、保健事業費、公債費、諸支出金、予備費で961万2,000円を計上いたしております。

次に、介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算総額は8億7,830万円で、前年度に比較して7,359万2,000円、9.1%の増となりました。増額となった主な要因は、施設介護サービス給付費の増によるものであります。

歳入の主なものは、介護保険料1億2,694万7,000円、国庫支出金2億1,628万9,000円、支払基金交付金2億1,575万7,000円、道支出金1億3,068万4,000円、繰入金1億8,714万6,000円を計上いたしました。次に、歳出の主なものは、職員給与のほか、賦課徴収、介護認定等に係る運営管理費として総務費に2,512万7,000円、介護サービス等に係る保険給付費7億7,203万3,000円、地域支援事業費8,062万3,000円を計上いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計予算案について申し上げます。予算総額は3億1,768万7,000円で、前年度に比較し601万7,000円、1.9%の増となっております。

歳入の主なものは、使用料及び手数料5,372万5,000円、国庫支出金1,600万円、繰入金1億9,750万円、諸収入3,991万3,000円、町債1,050万円を計上いたしております。次に、歳出の主なものは、一般管理費5,520万4,000円、管渠管理費3,112万3,000円、終末処理場管理費8,620万1,000円、建設費3,200万円、公債費1億1,295万9,000円、予備費20万円を計上いたしております。

次に、ガス事業会計予算について申し上げます。収益的収入予定額1億1,492万2,000円、収益的支出予定額1億3,671万3,000円で、差引2,179万1,000円に、当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額197万3,000円を加えた2,376万4,000円の赤字となります。

支出予定額の主なものは、原料費2,772万円、人件費3,397万5,000円、その他事業費6,543万2,000円、営業外費用958万6,000円であります。収入予定額は、製品売上9,230万円、営業雑収益724万円、営業外収益1,398万1,000円、特別利益140万1,000円であります。資本的収支予定額は、建設改良費2,170万円、企業債償還金2,752万1,000円、合計4,922万1,000円でこれに対する財源は、企業債2,170万円、過年度分損益勘定留保資金2,752万1,000円で補てんしてまいります。

次に、水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額1億6,495万6,000

円、収益的支出予定額1億5,039万1,000円で、差引1,456万5,000円から、当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額250万1,000円を差し引いた1,206万4,000円が黒字となります。支出予定額の主なものは、人件費2,318万9,000円、受託工事費885万5,000円、減価償却費4,091万7,000円、その他営業費用6,568万6,000円、営業外費用1,174万4,000円であります。収入予定額は、水道料金1億4,005万9,000円、その他営業収益1,293万2,000円、営業外収益1,196万5,000円です。資本的収支予定額は、建設改良費4,300万円、企業債償還金4,962万円、合計9,262万円で、これに対する財源は、一般会計補助金203万3,000円、工事負担金1,550万円、過年度分損益勘定留保資金1,449万円、当年度分損益勘定留保資金1,859万6,000円、減債積立金処分額2,000万円、建設改良積立金処分額1,950万円、および当年度分消費税資本的収支調整額250万1,000円で補てんしてまいります。

次に、病院事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額6億9,765万1,000円、収益的支出予定額7億2,223万4,000円で、差引2,458万3,000円から、当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額31万2,000円を差し引いた2,489万5,000円が赤字となります。支出予定額の主なものは、医業費用7億2,012万7,000円、医業外費用210万7,000円。収入予定額の主なものは、医業収益5億7,519万4,000円、医業外収益1億2,245万7,000円となり、医業外収益のうち1億1,519万6,000円が一般会計補助金であります。資本的支出予定額の主なものは、建設改良費383万7,000円、企業債償還金814万6,000円、看護学生奨学金資金貸付金102万円で、合計1,300万3,000円となり、これに対する資本的収入予定額は、他会計負担金480万4,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額819万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしてまいります。

以上で、一般会計を含め8会計予算案の大綱について、説明を終わります。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で予算大綱説明を終わります。

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（辻義雄） 次に日程第4、常任委員の選任について、および日程第5、議会運営委員の選任についてを会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

常任委員および議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の第3項の規定により、議長が会議に諮って指名をすることになっております。

お諮りいたします。総務常任委員および産業建設常任委員に全議員を、議会運営委員に議長および副議長を除く全議員をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名したとおり、総務常任委員、産業建設常任委員および議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま私が総務常任委員および産業建設常任委員に選任されましたが、議長の職務上から委員を辞退したいと思いますので、よろしくお諮り願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

1 1 時 2 7 分 休憩

〔議長除斥。副議長、議長席へ〕

1 1 時 2 8 分 再開

○副議長（柏倉恵里子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長から、総務常任委員および産業建設常任委員の辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

◎議長の常任委員の辞任について

○副議長（柏倉恵里子） 追加日程第 1、議長の常任委員の辞任についての件を議題といたします。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任が認められております。

お諮りいたします。議長の申し出のとおり、総務常任委員および産業建設常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長の総務常任委員および産業建設常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

1 1 時 3 0 分 休憩

〔副議長自席へ。議長、議長席へ〕

1 1 時 3 1 分 再開

○議長（辻義雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、各常任委員会および議会運営委員会の委員長および副委員長互選と、所管事務等の調査についての協議を行うため、各委員会を開催いたします。

なお、昼の休憩時間となりますので、本会議を 1 時から再開したいと思いますのでご承知をお願いします。

それでは午後 1 時まで休憩いたします。

1 1 時 3 2 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催しました各委員会において、委員長および副委員長が互選されましたのでご報告申し上げます。

まず、総務常任委員会の委員長には村川議員、副委員長には高森議員。

続いて産業建設常任委員会の委員長には大谷議員、副委員長には橋本議員。

議会運営委員会の委員長には辻紀樹議員、副委員長には北川議員。

また、議会広報編集特別委員会より、3月1日付で委員長、副委員長に変更があった旨報告がありましたので、合わせて報告いたします。

議会広報編集特別委員会の委員長には高橋議員、副委員長には長崎議員。

以上のとおりであります。

◎承認第1号 専決処分の承認について

(令和2年度長万部町一般会計補正予算(第15号))

○議長(辻義雄) 日程第6、承認第1号専決処分の承認について(令和2年度長万部町一般会計補正予算(第15号))の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長(本前武広) ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和2年度長万部町一般会計補正予算(第15号)であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月5日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ71万5,000円を追加し、補正後の予算総額を66億8,475万7,000円とするものであります。

専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

民生費は71万5,000円の追加であります。児童措置費、需用費71万5,000円の追加は修理費で、さかえ保育所のパネルヒーター用暖房ボイラーが経年劣化により故障し、早急に修理する必要があることから計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。18繰入金、財政調整基金繰入金は71万5,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、5億8,988万7,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町一般会計補正予算(第15号)の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第 2 号 専決処分の承認について

(令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 6 号))

○議長 (辻義雄) 日程第 7、承認第 2 号専決処分の承認について (令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 6 号)) の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長 (本前武広) ただいま上程されました、承認第 2 号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 6 号) であります。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 3 年 2 月 2 2 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ 3, 9 0 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 6 7 億 2, 3 7 5 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

土木費、道路橋梁維持費、委託料 3, 9 0 0 万円の追加は道路維持管理委託で、本年 1 月の大雪および 2 月 1 6 日から 1 7 日にかけての低気圧の影響等により、除雪委託費の不足が見込まれることから計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。1 8 繰入金、財政調整基金繰入金は 3, 9 0 0 万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、5 億 5, 0 8 8 万 7, 0 0 0 円となります。

以上がただいま上程されました、令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 6 号) の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長 (辻義雄) これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4 頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第 1 号 長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例

○議長 (辻義雄) 日程第 8、議案第 1 号長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第1号長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の提案理由と内容をご説明いたします。

近年、地方議会の議員のなり手不足が深刻化する中、公職選挙法の一部が改正され、町村の選挙における立候補の環境改善を図るため、町村議会議員選挙および町村長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成および選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となったことから、公費負担に関し必要な事項を定めるため、本条例案を提案するものであります。

本文をご覧ください。提案内容につきましては要約してご説明させていただきます。表題は、「長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」であります。

第1条は趣旨で、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担に関し、必要な事項定める旨の規定であります。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担で、候補者は6万4,500円に、立候補の届け出日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができ、無投票となった場合は告示日1日分を、また、供託金が没収される場合には、公費負担の対象とならない旨を規定するものであります。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出で、第2条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨の規定であります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続で、町は、候補者が第3条の規定に基づき契約の相手方に支払うべき金額を、相手方の請求に基づき支払うとするもので、支払限度額は、当該契約が一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約である場合は、1日あたり6万4,500円。当該契約が一般運送契約以外の場合は、選挙運動用自動車の借入契約にあっては、1日あたり1万5,800円。選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約にあっては、1日あたり7,560円。選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約にあっては、1日あたり1万2,500円とするものであります。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定で、第4条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一日に一般運送契約と一般運送契約以外のいずれかが締結されているときは、候補者が指定するいずれかの契約が締結されているものとみなす規定であります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担で、第8条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる旨の規定であります。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出で、第6条の規定の適用を受けようとする者は、ビラ作成業者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨の規定であります。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続で、町は、候補者が第7条の契約に基づき相手方に支払うべき金額のうち、1枚あたりの作成単価7円51銭を限度として、当該選挙運動用のビラの法定内の作成枚数を乗じて得た金額を、当該ビラ作成業者からの請求に基づき支払う旨の規定であります。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担で、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運

動用ポスターを無料で作成することができる旨の規定であります。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出で、第9条の規定の適用を受けようとする者は、ポスター作成業者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない旨の規定であります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続で、町は、候補者が第10条の契約に基づき相手方に支払うべき金額のうち、1枚あたりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3万5,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額を、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、業者に支払う旨の規定であります。なお、公費で負担するポスターの上限枚数につきましては、掲示場数34に1.5を乗じた51枚となります。

第12条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるとする規定であります。

附則第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するというものであります。

附則第2項は適用区分で、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第2号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第2号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期長万部町高齢者保健

福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護保険料率の改正のほか、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴う延滞金の割合の特例規定の改正、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症関係の保険料の減免に係る規定中「新型コロナウイルス感染症」の定義部分を改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表のほかに一部改正の概要を添付してございますが、このたびは保険料の改定がございましたので、新旧対照表によりご説明させていただきます。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第5条は保険料率で、第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1項中「3万3,000円」を「3万6,000円」に、同項第2号中「4万9,500円」を「5万4,000円」に、同項3号中「4万9,500円」を「5万4,000円」に、同項第4号中「5万9,400円」を「6万4,800円」に、同項第5号中「6万6,000円」を「7万2,000円」に、同項第6号中「7万9,200円」を「8万6,400円」に、同項第7号中「8万5,800円」を「9万3,600円」に、同項第8号中「9万9,000円」を「10万8,000円」に、同項第9号中「11万2,200円」を「12万2,400円」に改めるものであります。

これは、第8期計画における推計に基づき算出された介護保険料基準額により、令和3年度から5年度までの保険料率をそれぞれ所得段階別に改正するものであります。

次に1頁から2頁をご覧ください。第5条第3項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「1万9,800円」を「2万1,600円」に、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「1万9,800円」を「2万1,600円」に、「3万3,000円」を「3万6,000円」に、同条第5項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「1万9,800円」を「2万1,600円」に、「4万6,200円」を「5万400円」改めるものです。

これは、国における社会保障・税一体改革による社会保障の充実により、令和3年度における介護保険第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化が実施されることによる読み替え規定で、この改正により、令和3年度の保険料率は、所得段階第1段階が「3万6,000円」から「2万1,600円」となり1万4,400円、第2段階が「5万4,000円」から「3万6,000円」となり1万8,000円、第3段階が「5万4,000円」から「5万400円」となり3,600円が、それぞれ軽減となります。

附則第1条の2は、延滞金の割合の特例で、同条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に改め、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に第2項として、「前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加えるものであります。

これは、租税特別措置法および地方税法の改正に伴い、「特例基準割合」の用語が「延滞金特例基準割」に見直しされたことによる文言の改正と新設された規定を整備するものであります。

2頁から3頁をご覧ください。附則第10条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免で、第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特

別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改めるものであります。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律と同様に「新型コロナウイルス感染症」の定義部分を改正するものであります。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

第2項は経過措置で、この条例による改正後の長万部町介護保険条例第5条第1項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第3号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第3号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に1度、大規模な見直しが行われており、このたび、その関係省令が改正されたことに伴い、国の基準に準じて条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、「介護人材の確保・介護現場の業務の効率化及び負担軽減」、「地域包括ケア

システムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「感染症や災害への対応力強化」、「その他」として、高齢者虐待防止の推進などとなっております。

改正の内容につきましては、議案に新旧対照表のほかに一部改正の概要を添付しております。改正条文等が多いことから、こちらによりご説明させていただきます。概要には条文等、改正内容、改正の趣旨等を記載しておりますが、改正の趣旨等は省略させていただきます。

第3条は、地域指定密着型サービスの事業の一般原則で、指定地域密着型サービス事業者に、利用者の人権擁護、虐待防止等に関する担当者の設置を義務付けるもの、及び介護保険等の関連情報等を活用してケアの質の向上を図るためのものであります。

第6条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の敷地内にある施設等の職員を、オペレーターに充てることができるように基準が緩和されたことに伴う規定の整備であります。

第31条は運営規程で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第32条は勤務体制の確保等で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に、ハラスメント対策の強化を求めるものであります。

第32条の2は業務継続計画の策定等で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に、感染症や災害が発生した場合でも必要な業務を継続できるための計画策定や研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

第33条は衛生管理等で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に、感染症の発生及びまん延等の対策のため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施を義務付けるものであります。

第34条は掲示で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の負担軽減の観点から、第34条第1項に規定する運営規程等の重要事項を記載した書面を閲覧可能な形に備え付けることで掲示に代えることができるとするためのものであります。

2頁をご覧ください。第39条は地域との連携等で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に、テレビ電話装置等を活用して協議会等が行うことができるようにするためのものであります。

第40条の2は虐待の防止で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に、虐待防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を適切に実施するため、担当者の設置を義務付けるためのものであります。

第47条は訪問介護員等の員数で、指定夜間対応型訪問介護事業所において、オペレーターの配置基準等の緩和に伴う改正であります。

第55条は運営規程で、指定夜間対応型訪問介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第56条は勤務体制の確保等で、指定夜間対応型訪問介護事業所において、地域の実情を勘案した事業の一部委託、オペレーターの配置基準等の緩和、ハラスメント強化による必要な措置を定めるためのものであります。

第57条は地域との連携等で、指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行

うよう努めることとするためのものであります。

第59条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

59条の12は運営規程で、指定地域密着型通所介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

3頁をご覧ください。第59条の13は勤務体制の確保等で、指定地域密着通所介護事業者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものであります。

第59条の15は非常災害対策で、指定地域密着型通所介護事業者に、非常災害時のために行う訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするためのものであります。

第59条の16は衛生管理等で、指定地域密着型通所介護事業者に、感染症の発生及びまん延等の対策のための委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

第59条の17は地域との連携等で、指定地域密着型通所介護事業者に、テレビ電話装置等を活用して協議会等を行うことができるようにするためのものであります。

第59条の20、第59条の20の3は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

59条の34は運営規程で、指定療養通所介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の追加事項に追加するものであります。

第59条の36は、安全・サービス提供管理委員会の設置で、指定療養通所介護事業者に、テレビ電話装置を活用して安全・サービス提供管理委員会を行うことができるようにするためのものであります。

第59条の38は準用で、このたびの改正に伴う準用規定を整備するものであります。

4頁をご覧ください。第64条は従業者の員数で、一部改正する第66条第1項中において、「本体事業所等」の略称を用いるための規定の整備であります。

第65条は利用定員等で、新設する第110条第9項中において「指定居宅サービス事業等」の略称を用いるための規定の整備であります。

第66条は管理者で、共用型認知症対応型通所介護事業所において、人材の有効活用を図る観点から、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとするためのものであります。

第73条は運営規程で、指定認知症対応型通所介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第80条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

第82条は従業者の員数等で、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、管理者・介護職員の兼務を可能とするためのものであります。

第83条は管理者で、第111条に第2項が新設され、現在の同条第2項が第3項に繰り下げられることによるものであります。

第87条は心身の状況等の把握で、指定小規模多機能型居宅介護事業者に、テレビ電話装置等を活用してサービス担当者会議等を行うことができるようにするためのものであります。

第100条は運営規程で、指定小規模多機能型居宅介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

5頁をご覧ください。第101条は定員の遵守で、過疎地域等におけるサービス提供について、指定小規模多機能型居宅介護事業者の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、登録定員等を超えることを可能とし、報酬減算を一定期間に限り行わないこととするためのものであります。

第108条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

第110条は従業者の員数で、指定認知症対応型共同生活介護事業者における夜勤職員体制の見直し、計画作成担当者の配置基準を緩和するためのもの、及びサテライト事業所の基準が創設され、介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を終了した者を計画作成担当者として配置することを可能とするためのものであります。

第111条は管理者で、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者を兼務することを可能とするためのものであります。

第113条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者のユニット数の基準の変更によるものであります。

第117条は、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針で、指定認知症対応型共同生活介護事業者において、身体的拘束等に係る委員会をテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとするためのもの、及び第8項の評価内容を号建てにすることにより文言整理するものであります。

第121条は管理者による管理で、第111条第2項において、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所の管理者の兼務を可能とすることにより、矛盾が生じないよう条文を整理するためのものであります。

第122条は運営規程で、指定認知症対応型共同生活介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

6頁をご覧ください。第123条は勤務体制の確保等で、指定認知症対応型共同生活介護事業者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものであります。

第128条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

第138条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針で、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に、テレビ電話装置等を活用して委員会等を行うことができるようにするためのものであります。

第145条は運営規程で、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第146条は勤務体制の確保等で、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものであります。

第149条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

第151条は従業者の員数で、指定地域密着型介護老人福祉施設における栄養士及び管理栄養士等の配置基準について所要の規定を整備するものであります。

第157条は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、テレビ電話装置等を活用して委員会等を行うことができるようにするための

ものであります。

7 頁をご覧ください。第 1 5 8 条は地域密着型施設サービス計画の作成で、地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用してサービス担当者会議を行うことができるようにするためのものであります。

第 1 6 3 条の 2 は栄養管理で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるためのものであります。

第 1 6 3 条の 3 は口腔衛生の管理で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを求めるためのものであります。

第 1 6 8 条は運営規程で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第 1 6 9 条は勤務体制の確保等で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものであります。

第 1 7 1 条は衛生管理等で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、感染症の発生及びまん延等の対策のため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

第 1 7 5 条は、事故発生防止及び発生時の対応で、指定地域密着型介護老人福祉施設に、事故防止の委員会にテレビ電話装置等を活用することができるものとするためのもの、及び事故防止の措置のための担当者を置くこととするためのものであります。

第 1 7 7 条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

第 1 8 0 条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備について、ケアの質を維持しつつ、職員定着を目指し基準を見直しするためのものであります。

8 頁をご覧ください。第 1 8 2 条は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針で、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会にテレビ電話装置を活用して行うことができるとするものであります。

第 1 8 6 条は運営規程で、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第 1 8 7 条は勤務体制の確保等で、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものであります。

第 1 8 9 条、第 2 0 2 条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものであります。

第 2 0 3 条は電磁的記録等で、指定地域密着型サービス事業者が、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するためのものであります。

本法附則の病院又は診療所の病床の転換に係る経過措置は、介護保険法施行令が改正されたことにより、いつの時点の規定であるかを明らかにするための条文の整理、及び改元に伴い「平成 3 6 年」を「令和 6 年」に改正するものであります。

次に、新旧対照表の 4 7 頁から 4 9 頁をご覧ください。附則として第 1 条は施行期日で、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条は、虐待の防止に係る経過措置、第 3 条は、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第 4 条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延防止のた

めの措置に係る経過措置、第5条は、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置、第6条は、栄養管理に係る経過措置、第7条は、口腔衛生の管理に係る経過措置、第8条は、指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防、まん延防止のための訓練に係る経過措置で、この条例の施行の日から3年間の経過措置期間を設けるものであります。

第9条は、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置で、施行日から起算して6か月間の経過措置期間を設けるものであります。

第10条は、ユニットの定員に係る経過措置で、施行日から当分の間、新条例の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう務めるものとするものであります。

第11条は、この条例の施行の際現に存する建物の居室であって、改正前の基準の要件を満たしているものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上が、議案第3号長万部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第4号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第4号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第3号でご説明いたしました同様の理由によりまして改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案に、新旧対照表のほかに一部改正の概要を添付しております。

こちらによりご説明させていただきます。概要には、条文等、改正内容、改正の趣旨等を記載しておりますが、改正の趣旨等は省略させていただきます。

1 頁をご覧ください。第 3 条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則で、指定地域密着型介護予防サービス事業者に、利用者の人権擁護、虐待防止等に関する担当者の設置を義務付けるもの及び介護保険等の関連情報等を活用してケアの質の向上を図るためのものです。

第 8 条は従業者の員数で、一部改正する第 10 条第 1 項中において、「本体事業所等」の略称を用いるための規定の整備であります。

第 9 条は利用定員で、新設する第 7 1 条第 9 項中において、「指定居宅サービス事業等」の略称を用いるための規定の整備 であります。

第 10 条は管理者で、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、人材の有効活用を図る観点から、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるためのものであります。

第 27 条は運営規程で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程等の記載事項に追加するものであります。

第 28 条は勤務体制の確保等で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものです。

第 28 条の 2 は業務継続計画の策定等で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、感染症や災害が発生した場合でも必要な業務を継続できるための計画策定や研修・訓練等の実施を義務付けるものであります。

第 30 条は非常災害対策で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、非常災害時のために行う訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものであります。

2 頁をご覧ください。第 31 条は衛生管理等で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、感染症の発生及びまん延等の対策のため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施を義務付けるためのものです。

第 32 条は掲示で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の負担軽減の観点から、第 32 条第 1 項に規定する運営規程等の重要事項を記載した書面を閲覧可能な形に備え付けることで掲示に代えることができるためのものであります。

第 37 条の 2 は虐待の防止で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、虐待防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を適切に実施するため、担当者の設置を義務付けるためのものです。

第 39 条は、地域との連携等で、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に、テレビ電話装置等を活用して協議会等を行うことができるようにするためのものです。

第 44 条は従業者の員数等で、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する場合において、管理者・介護職員の兼務を可能とするためのもの、及び第 7 1 条第 9 項に新設する「本体事業所等」とは異なる意味の略称とするため、本項の略称規定が同項に及ぼさないようにするためのものです。

第 45 条は管理者で、第 7 2 条に第 2 項が新設され、現在の同条第 2 項が第 3 項に繰り下げられることによるものであります。

第 49 条は心身の状況等の把握で、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に、テレビ電話

装置等を活用してサービス担当者会議等を行うことができるようにするためのものです。

第57条は運営規程で、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものです。

3頁をご覧ください。58条は定員の遵守で、過疎地域等におけるサービス提供について、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に効率的運営に必要であると町が認めた場合に、登録定員を超えることを可能とし、報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするためのものです。

第65条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものです。

第71条は従業者の員数で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者における夜間勤務体制の見直し、計画作成担当者の配置基準を緩和するためのもの、及びサテライト事業所の基準が創設された介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を終了した者を計画策定担当者として配置することを可能とするためのものです。

第72条は管理者で、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者を兼務することを可能にするためのものです。

第74条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設するものです。

第78条は身体的拘束等の禁止で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会にテレビ電話装置等を活用することができるようにするためのものです。

第79条は管理者による管理で、第72条において、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所の管理者の兼務を可能とすることにより、矛盾が生じないよう条文を整理するものです。

第80条は運営規程で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものです。

4頁をご覧ください。第81条は勤務体制の確保等で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置、及びハラスメント対策の強化に伴う必要な措置を講ずるためのものです。

第86条は準用で、このたびの改正に伴い、準用規定を整備するものです。

第87条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の評価方法について、既存の外部評価のほか、公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議の評価を受ける仕組みを制度的に位置づけるためのものです。

第91条は電磁的記録等で、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するためのものです。

新旧対照表の19頁から20頁をご覧ください。附則として第1条は施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条は、虐待防止に係る経過措置、第3条は、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置で、この条例の施行の日から3年間の経過措置期間を設けるものです。

以上が、議案第4号長万部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基

準等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

15分ほど休憩いたします。2時15分まで。

14時00分 休憩

14時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号 長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第5号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第5号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第3号でご説明した同様の理由により改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案に、新旧対照表のほかに一部改正の概要を添付しております。

こちらによりご説明させていただきます。概要には、条文等、改正内容、改正の趣旨等を記載しておりますが、改正の趣旨等は省略させていただきます。

1頁をご覧ください。第3条は指定居宅介護支援事業者に、利用者の人権擁護、虐待防止等に関する担当者の設置を義務付けるもの、及び介護保険等の関連情報等を活用してケアの質の向上を図るためのものです。

第5条は管理者で、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、介護支援専門員を管理者とすることを可能とするためのものです。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意で、指定居宅介護支援事業者が、サービス提供開始において利用者等に説明するサービスの内容、手続きについての新たな説明事項を追加するものであります。

第15条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針で、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員

が行うサービス担当者会議において、テレビ電話装置等を活用して行うことができるようにするためのもの、及び居宅サービス計画に位置付けられたサービス費の総額が、法に規定する支給限度基準額に占める割合及び町が定める基準に該当する場合の、ケアプランの点検・検証の仕組みを新たに導入するためのものであります。

第20条は運営規程で、指定居宅介護支援事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第21条は勤務体制の確保で、指定居宅介護支援事業所において、ハラスメント対策の強化のための措置を求めるためのものであります。

第21条の2は、業務継続計画の策定等で、指定居宅介護支援事業者に、感染症や災害が発生した場合でも必要な業務を継続できるための計画策定や研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

2頁をご覧ください。第23条の2は、感染症の予防及びまん延の防止のための措置で、指定居宅介護支援事業者に、感染症の発生及びまん延等の対策のため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

第24条は掲示で、指定居宅介護支援事業者の負担軽減の観点から、第24条第1項に規定する運営規程等の重要事項に記載した書面を閲覧可能な形に備え付けることで掲示に代えることができるためのものであります。

第29条の2は、虐待の防止で、指定居宅介護支援事業者に、虐待防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を適切に実施するため、担当者の設置を義務付けるためのものであります。

第33条は電磁的記録等で、指定居宅介護支援事業者が、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するためのものであります。

本則附則は経過措置で、改元に伴い「平成36年」を「令和6年」に改めるもの、及び第5条第2項の一部改正に伴い管理者に関する経過措置について所要の規定を整備するものであります。

新旧対照表の8頁から9頁をご覧ください。附則として、第1条は施行期日で、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第30号に次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日、附則第2項の改正規定及び附則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行するというものであります。

第2条は、虐待防止に係る経過措置、第3条は、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条は、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防、まん延の防止のための措置に係る経過措置で、この条例の施行の日から3年間の経過措置期間を設けるものであります。

以上が、議案第5号長万部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 6 号 長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例**

○議長（辻義雄） 日程第 13、議案第 6 号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 6 号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、議案第 3 号でご説明した同様の理由により改正するものであります。

改正の内容につきましては、議案に、新旧対照表のほかに一部改正の概要を添付してございます。

こちらによりご説明させていただきます。概要には、条文等、改正内容、改正の趣旨等を記載しておりますが、改正の趣旨等は省略させていただきます。

1 頁をご覧ください。第 3 条は指定介護予防支援事業者に、利用者の人権擁護、虐待防止等に関する担当者の設置を義務付けるもの、及び介護保険等の関連情報等を活用してケアの質の向上を図るためのものであります。

第 19 条は運営規程で、表現の変更に伴う文言修正、及び指定介護予防支援事業者に、虐待防止等に関する担当者の設置が義務付けられたことにより、運営規程の記載事項に追加するものであります。

第 20 条は勤務体制の確保で、見出しの文言修正、及び指定介護予防支援事業所において、ハラスメント対策の強化のための措置を求めるためのものであります。

第 21 条の 2 は業務継続計画の策定等で、指定介護予防支援事業者に、感染症や災害が発生した場合でも必要な業務を継続できるための計画策定や研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

第 22 条の 2 は、感染症の予防及びまん延防止のための措置で、指定介護予防支援事業者に、感染症の発生及びまん延等の対策のため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練等の実施を義務付けるためのものであります。

第 23 条は掲示で、指定介護予防支援事業者の負担軽減の観点から、第 24 条第 1 項に規定する運営規程等の重要事項を記載した書面を閲覧可能な形に備え付けることで掲示に代えることができるとするものであります。

第 28 条の 2 は虐待の防止で、指定介護予防支援事業者に、虐待防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を適切に実施するため、担当者の設置を義務付けるためのものであります。

2 頁をご覧ください。第 3 2 条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針で、表現の不整合解消のための文言整理、及び指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が行うサービス担当者会議において、テレビ電話装置等を活用して行うことができるようにするためのものです。

第 3 5 条は電磁的記録等で、指定介護予防支援事業者が諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化にするためのものです。

新旧対照表の 6 頁から 7 頁をご覧ください。附則として、第 1 条は施行期日で、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条は、虐待防止に係る経過措置、第 3 条は、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第 4 条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置で、この条例の施行の日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

以上が、議案第 6 号長万部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号 第 4 次長万部町まちづくり総合計画の策定について

○議長（辻義雄） 日程第 1 4、議案第 7 号第 4 次長万部町まちづくり総合計画の策定についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（加藤慶一） ただいま上程されました、議案第 7 号第 4 次長万部町まちづくり総合計画の策定につきましてご説明いたします。

このまちづくり総合計画の基本構想につきましては、平成 2 3 年度（2 0 1 1 年度）の地方自治法改正により、地方自治体の策定義務がなくなっておりましたが、昨年の 1 2 月定例会において、総合計画が本町における最上位計画である重要性を踏まえ、条例を根拠にした基本構想を策定するための議決条例を制定させていただきましたので、その「長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例」第 5 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

本計画策定にあたりましては、第 3 次総合計画についての振り返りや取組上の課題と今後の方向性などについて、担当課においてまとめたものを元に、令和元年 1 1 月から町内各層により構成される「長万部まちづくり推進会議」におきまして、過去 8 回の協議会を開催するとともに、「長万部まちづくり推進庁内プロジェクトチーム会議」を並行して 5 回開催し、3 回にわたり実施した若

手職員によるワークショップや町民アンケートの実施によるご意見ご提言を頂きながら鋭意協議を進めてまいりました。

本計画の議決を要するものは基本構想であります。基本計画の概要は、具体的な行政運営計画としての参考資料として添付したものでありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、基本構想の概要をご説明いたします。議案の基本構想の目次をご覧ください。基本構想は序論と基本構想で構成されており、特にまちづくりの目指す姿について述べております。

1 頁をご覧ください。こちらは第1編、序論のうちの第1章計画の目的、第2章計画の役割であり、総合計画がまちづくりの計画として最上位に位置し、総合的・計画的なまちづくりを進めるための町政の基本的指針とする内容となっております。

2 頁をご覧ください。こちらは第3章計画の構成と期間であります。第4次長万部町まちづくり総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されております。

①の「基本構想」は10年後の長万部町のあるべき姿としての将来像と、それを実現するためのまちづくりの基本目標と基本的な政策の方向性、さらには施策の大綱を示すもので、基本計画や実施計画の基礎となるものであり、計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とするものであります。また、この「基本構想」につきましては、さきほどご説明したとおり、「長万部町まちづくり総合計画の策定に関する条例」第5条第1項の規定により、議決をいただくものとして提案するものであります。

②の「基本計画」は、「基本構想」に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めたものであり、必要に応じて見直しを図ることとしております。

③の「実施計画」は、3年間ごとに実施する具体的な事業内容を定めたもので、ローリング方式により毎年度見直しを図るものであります。

3 頁をご覧ください。こちらは第4章計画の位置づけで、総合計画のうち基本計画と実施計画については、前期5年、後期5年に分け、前期は「第2期長万部町創生総合戦略」と「長万部町国土強靱化地域計画」の一部と連動するとともに、「長万部町男女共同参画計画」としての役割も併せ持つものとなっております。

4 頁から6 頁をご覧ください。これらは第5章時代の潮流と長万部町への影響で、①少子高齢化と人口減少の進行、②安全・安心の社会形成、③グローバル化の進展、④高度情報化の進展、⑤厳しい行財政運営についてのご覧の記述となっております。

続きまして7 頁から9 頁にかけては、第6章長万部町の現況で、（1）位置・交通網、（2）自然条件、（3）人口動向、（4）年齢階層別人口、（5）産業別人口、（6）産業構造・動向などについてのご覧の記載でございます。

次に10 頁から11 頁をご覧ください。こちらは第7章まちづくりに対する町民の意向で、（1）町民のまちづくりへの評価と今後の期待で、町民のまちづくりへの評価と今後の期待などを把握するためのアンケートを実施し、それらの内容を整理したものであります。アンケート結果に基づいた本計画への反映につきましては、11 頁の③まとめに記載しておりますが、これらの分野に関連する施策を計画内に位置づけをしていくこととしております。

続きまして、12 頁から15 頁にかけてをご覧ください。こちらは、（2）職員ワークショップでの提言で、3回にわたり実施いたしました若手町職員によるワークショップの内容をまとめたものでございます。これらワークショップでの意見は、14 頁から15 頁にかけての④まとめに記載

のとおり、これらの分野に関連する施策を計画内に位置づけをしていくこととしております。

16頁をご覧ください。ここからは第2編基本構想のうちの、第1章構想期間と長万部町の将来像で、(2)の長万部町の将来像としてのキャッチフレーズが、まちづくり推進会議の中で各委員から候補案を出していただき、「ひらけ！つなぐれ！おしゃまんべ！！」サブタイトルが、「みんなで楽しい未来へ」で決定いたしました。

次に17頁から19頁にかけてをご覧ください。こちらは、第2章まちづくりの基本目標で、将来像の実現に向けて、ご覧の新たなまちづくりの6つの基本目標を設定しております。

20頁をご覧ください。本計画では、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標であるSDGsの17のゴール分野を各政策項目と施策項目の後ろに、それぞれに関連する分野番号を示しております。

また、基本構想は、基本目標に基づいた基本方向を政策項目ごとに施策項目をぶらさげる形で整理しておりますが、政策項目や施策項目の行末に、黒星印が付いているものは、第2期長万部町創生総合戦略にも掲載されている項目となっております。

21頁から22頁をご覧ください。こちらは「基本目標1、豊かで快適な環境と美しい景観のまちづくり」で、政策項目の(1)美しい自然環境の保全と利活用では、施策項目が「豊かな自然環境の保全・再生」、「公園・緑地の整備」、「景観の保全・創造」の3項目。政策項目の(2)居住環境の充実では、施策項目が「快適な住宅・宅地の整備促進」、「上下水道・ガス供給基盤の維持」の2項目。政策項目の(3)新幹線の開業を見据えた移住・定住の促進では、施策項目が「移住者を想定したゆとりある宅地の整備促進」、「移住促進策の推進」、「多様な働き方を想定したオフィス等の誘致」の3項目。政策項目の(4)環境衛生の推進では、施策項目が「廃棄物の減量化・資源化や処分体制の充実」、「合併浄化槽の設置促進」、「火葬場・墓地の維持管理」の3項目となっております。

次に23頁から24頁をご覧ください。こちらは、「基本目標2、男女が共に支え合う健やかな地域社会づくり」で、政策項目の(1)男女共同参画の推進では、施策項目が「まちづくり推進組織等における女性の参画促進」、「就労・雇用環境における男女平等の推進」の2項目。政策項目の(2)子育て支援体制の充実では、施策項目が「子育て支援センターを核とした各種相談実施や子育てサークル支援」、「若い世代が安心して子育てできる支援環境の形成」、「ひとり親家庭への支援の充実」の3項目。政策項目の(3)健康づくりの推進では、施策項目が「健康づくり活動、保健事業の充実」、「介護予防事業の推進」の2項目。政策項目の(4)福祉社会の推進では、施策項目が「地域福祉体制の確立」、「高齢者福祉の充実」、「障がい者福祉の充実」の3項目。政策項目の(5)温かな地域社会の形成では、施策項目が「安定した地域社会づくりの支援」の1項目となっております。

次に25頁から26頁をご覧ください。こちらは、「基本目標3、地域の未来を創造する人づくり文化づくり」で、政策項目の(1)生涯学習の推進では、施策項目が「少年教育の推進」、「成人教育の推進」、「高齢者教育の推進」の3項目。政策項目の(2)家庭・学校教育の充実では、施策項目が「学校教育の充実」、「長万部高校への支援」、「東京理科大学との連携」の3項目。政策項目の(3)地域文化の育成では、施策項目が「文化芸術の振興」、「図書館活動の充実」、「郷土文化・歴史の継承」、「スポーツ活動の振興」、「アイヌ文化の保全・継承・活用」の5項目となっております。

次に27頁から28頁をご覧ください。こちらは「基本目標4、世界とつながり躍動する地域産業づくり」で、政策項目の（1）新時代の市場環境に適応した力強い農林水産業の確立では、施策項目が「生産性が高く、魅力ある就農環境の形成」、「森林資源の保全と活用」、「ホタテを中心としたつくり・育てる漁業の基盤づくり」の3項目。政策項目の（2）新幹線開業に備えた産業基盤の確立では、施策項目が「賑わいを創る商工業の振興」、「雇用環境の充実・整備」の2項目。政策項目の（3）地域の雇用創造を促進する交流人口の拡大では、施策項目が「多様な交流人口を受け入れる基盤づくり」、「長万部温泉街の魅力創出」、「ブランドイメージ向上等に向けたPR活動の推進」、「イベントの充実強化」の4項目となっております。

次に29頁から30頁をご覧ください。こちらは「基本目標5、安心・安全で暮らしやすいまちづくり」で、政策項目の（1）生活基盤の整備では、施策項目が「新幹線開業を見据えた戦略的な土地利用の検討」、「災害リスクを踏まえた高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの推進」の2項目。政策項目の（2）交通ネットワーク及び生活交通の維持・確保では、施策項目が「道路整備の推進」、「地域公共交通の充実」の2項目。政策項目の（3）安心して暮らせる地域づくりでは、施策項目が「地域防災体制の充実」、「河川維持・改修等治水対策の充実」、「地域医療の充実」、「消防救急体制の充実」、「交通安全・生活安全対策・防犯対策の充実」、「安全な消費生活の確保」の6項目となっております。

次に31頁から32頁をご覧ください。こちらは、「基本目標6、手を取り合って未来を拓くまちづくり」で、政策項目の（1）町民全体のまちづくり活動の推進では、施策項目が「地域コミュニティ活動の支援」、「町民参加のまちづくりの推進」の2項目。政策項目の（2）行財政改革の推進では、施策項目が「行財政システムにおける情報通信基盤の整備促進」、「多様化・専門化するニーズに対応した行政職員の育成」、「行財政改革の推進」の3項目。政策項目の（3）多様な「縁」を基盤にした関係人口の拡大では、施策項目が「東京理科大学の知的資源を活かしたまちづくり」、「地域の将来を支える人材確保に向けた小・中・高生のふるさと教育の推進・支援」、「国際交流の推進」の3項目。政策項目の（4）近隣市町村との連携・交流では、施策項目が「新幹線開業を見据えた広域的な観光や二次交通施策の検討」、「広域的な枠組みによる効率的な行政運営の推進」、「近隣市町村との官民を含めた交流の推進」の3項目となっております。

続きまして33頁は第4章人口指標で、令和元年度に策定した第2期長万部町創生総合戦略の長万部町人口ビジョンからの引用した将来人口予測であります。国立社会保障・人口問題研究所推計や過去の人口減少率から試算すると、推計人口は、本計画の目標年次である令和12年（2030年）に4,103人という推計結果となっております。

34頁から35頁をご覧ください。第5章の土地利用をめざす方向であります。こちらは、長万部都市計画マスタープランの内容に沿ったものとなっております。（1）の土地利用のめざす姿では、土地は限られた貴重な資源であるとともに、現在および将来にわたる町民の生活や産業活動の基盤であり、持続的な発展に向け、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要であると整理しております。（2）土地利用の基本方針では、①持続可能な適正規模の市街地の形成から、⑥の森林地域・その他までを記載いたしております。土地利用につきましては、国土利用計画法、都市計画法、農地法、森林法などの関係法規を運用しながら、適切な土地利用に努めるとともに、北海道新幹線開業後の移住定住戦略としての戦略的土地利用ゾーンの検討をしていくこととしております。

以上が、第4次長万部町まちづくり総合計画の議決事項となる基本構想案であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和2年度長万部町一般会計補正予算（第17号）

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第8号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第17号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第8号令和2年度長万部町一般会計補正予算（第17号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正の主なものは、各種事務事業等の終了や、新型コロナウイルス感染症の影響による事務事業の中止、縮小、その他、物件費等の不用額、歳入を精査し、生じた財源を後年度以降の財源とするため財政調整基金からの繰入金を減額するもので、歳入歳出から1億5,164万9,000円を減額し、補正後の予算総額を65億7,210万8,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

議会費は313万2,000円の減額で、旅費および需用費の執行残を整理いたしました。

総務費は2,462万円の追加であります。一般管理費は730万9,000円の減額で、給料が41万1,000円の減額、職員手当等が50万5,000円の減額、共済費が205万9,000円の減額で、職員の短時間勤務に伴う給料の減額や、支給率の変更に伴う期末・勤勉手当の減額分を計上いたしました。以下、他の科目における人件費についても、同様の理由により整理いたしました。旅費165万1,000円の減額から、負担金・補助及び交付金26万7,000円の減額までは、それぞれ執行残の整理であります。

積立金は6万6,000円の減額で、各基金の利息を整理いたしました。

文書広報費10万円の減額は需用費で、広報の印刷費の整理であります。

財産管理費は95万6,000円の減額で、委託料、工事請負費の執行残を整理いたしました。

企画費は4,314万3,000円の追加であります。報酬318万5,000円の減額は、まちづくり推進会議委員および地域おこし協力隊に係るもの。報償費804万5,000円の減額は、まちづくり基金寄附者贈呈品等に係るもの。旅費および需用費は、それぞれ執行残を整理いたしました。役務費323万2,000円の減額、委託料181万5,000円の減額は、ふるさと納税お

よび日本ハムファイターズ応援大使事業に係る執行残の整理であります。使用料及び賃借料は14万6,000円の減額で、地域おこし協力隊に係る家屋借上料やブース使用料のほか、理科大ホームカミングデーの中止に伴う調理器具借上料等を整理いたしました。工事請負費17万9,000円の減額は、空き店舗改装工事に係る執行残の整理であります。負担金・補助及び交付金は35万8,000円の減額で、移住支援事業補助金等を整理いたしました。積立金は6,734万7,000円の追加で、内訳は、北海道新幹線建設関連補償事業基金積立が6,737万円の追加、その他、各基金の利息を整理いたしました。

歳入では、15道支出金、総務費道補助金、U I J ターン新規就業支援事業で75万円の減額、17寄附金、まちづくり寄附金で2,400万円の減額、18繰入金、生活交通確保対策基金繰入金で13万円の減額、19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金で6,756万1,000円の追加であります。

交通安全対策費は28万8,000円の減額で、交通安全推進員の報酬および修理費の執行残を整理いたしました。

ガス・温泉管理費は140万円の減額で、需用費、役務費の執行残を整理いたしました。

防災防犯諸費は608万3,000円の減額であります。報酬8万円の減額は、各種協議会の開催案件がなかったことによるもの。需用費99万円の減額は物件費等、委託料385万円の減額は洪水ハザードマップ作成に係るもの、備品購入費29万9,000円の減額は防災備蓄品に係る執行残の整理であります。負担金・補助及び交付金86万4,000円の減額は、街路灯電気料補助を整理いたしました。

歳入では、15道支出金、総務費道補助金、災害時備蓄品整備事業で50万円の減額であります。

賦課徴収費は37万円の減額で、需用費、役務費、負担金・補助及び交付金の執行残の整理であります。

戸籍住民基本台帳費76万円の減額は委託料で、個人番号カード等業務委託を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業で75万5,000円の減額であります。

2頁をご覧ください。選挙管理委員会費は24万4,000円の減額で、普通旅費および開票集計用パソコンなどの備品購入費の執行残を整理いたしました。

統計調査総務費は61万3,000円の減額で、各種統計調査員の報酬および消耗品費を整理いたしました。

歳入では15道支出金、総務費道委託金、統計で30万1,000円の減額であります。

監査委員費は40万円の減額で、普通旅費および会議負担金を整理いたしました。

民生費は3,215万8,000円の減額であります。社会福祉総務費は1,064万9,000円の減額で、給料39万3,000円の減額、職員手当等5万7,000円の減額、共済費15万7,000円の減額は人件費の整理。旅費28万円の減額は、会議の中止等に伴う執行残を整理いたしました。負担金・補助及び交付金587万円の減額は、内訳が、ふれあい広場事業補助が7万円の減額、多子世帯保育料等軽減補助が130万円の減額、認定こども園整備事業補助が450万円の減額であります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、認定こども園整備事業で6,932万5,000円の減額、15道支出金、民生費道補助金、認定こども園整備事業で6,595万1,000円の追

加、20町債、民生債、子育て支援対策事業債で150万円の減額、認定こども園整備債で130万円の減額であります。

繰出金389万2,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金で、基盤安定負担金・国保財政安定化支援事業に係る人件費・物件費の精算分を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、国民健康保険税軽減費で43万9,000円の減額、15道支出金、民生費道負担金、国民健康保険税軽減費で21万6,000円の追加であります。

福祉センター費は85万7,000円の減額で、燃料費などのほか、特殊建築物定期調査委託、備品購入費の執行残を整理いたしました。

老人福祉総務費は210万2,000円の減額であります。需用費6万円の減額から、扶助費28万円の減額までは、事業費確定などによる執行残。積立金3,000円の減額は、地域福祉基金に係る利息を整理いたしました。

老人福祉費275万2,000円の追加は、介護保険特別会計繰出金で、低所得者保険料軽減繰入金等の確定によるものであります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金で298万2,000円の追加、15道支出金、民生費道負担金、低所得者保険料軽減負担金で143万4,000円の追加であります。

地域会館等管理費は214万6,000円の減額であります。需用費43万円の減額は、物件費の執行残の整理、委託料116万6,000円の減額は、中規模集会施設建設基本実施設計業務委託に係るもの、工事請負費55万円の減額は、双葉振興会館修繕工事に係る執行残を整理いたしました。

心身障害者特別対策費は414万4,000円の追加であります。委託料55万円の減額は、地域生活支援事業等に係るもの、負担金・補助及び交付金30万6,000円の減額は、成年後見人報酬負担金等に係るもの、扶助費500万円の追加は、介護・訓練等給付費の増などによるものであります。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、自立支援給付が250万円の追加、14道支出金、民生費道負担金、自立支援給付で125万円の追加であります。

後期高齢者医療費168万1,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金で、前年度精算分を整理いたしました。

歳入では、15道支出金、民生費道負担金、後期高齢者医療保険料軽減費で60万1,000円の減額であります。

老人福祉センター施設費は62万7,000円の減額で、需用費、委託料の執行残を整理いたしました。

特別定額給付費は456万6,000円の減額で、事業の清算に伴い、職員手当等から負担金・補助及び交付金までの6項目について、執行残を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、特別定額給付金給付事業で446万円の減額であります。

児童福祉総務費6万5,000円の追加は、償還金・利子及び割引料で、前年度精算による未熟児医療費交付金返還金であります。

児童措置費は、1,573万6,000円の減額であります。報酬575万円の減額は、保育士および調理員の採用人数の減によるもの。職員手当等205万円の減額は、内訳が、保育士および調理員の採用人数の減に伴う期末手当が175万円の減額、幼児教育・保育の無償化に伴う時間外勤務手当が30万円の減額であります。旅費から扶助費までは、それぞれ執行残を整理いたしました。

歳入では、12分担金及び負担金、民生費分担金、保育所分担金で207万円の追加、14国庫支出金、民生費国庫負担金、児童手当で374万5,000円の減額、子どものための教育保育給付費で29万3,000円の減額、15道支出金、民生費道負担金、児童手当で88万2,000円の減額、民生費道補助金、多子世帯保育料軽減事業で14万1,000円の減額であります。

3頁をご覧ください。子育て世帯臨時特別給付費は75万5,000円の減額で、事業の精算に伴い、職員手当等から委託料までの3項目について、執行残を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業で75万5,000円の減額であります。

衛生費は721万6,000円の追加であります。保健衛生総務費は81万1,000円の減額で、人件費を整理いたしました。予防費は574万円の減額で、報酬182万1,000円の追加は、内訳が、新型コロナウイルスワクチン接種に係る一般事務員が190万6,000円の追加、健康づくり推進協議会委員が8万5,000円の減額であります。報償費7万円の減額、旅費10万円の減額、需用費129万1,000円の減額は、執行残を整理いたしました。役務費7万2,000円の追加は通信費で、新型コロナウイルスワクチン接種に係る電話料。委託料627万5,000円の減額は各種健診の執行残。使用料及び賃借料28万6,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る送迎バスの借上料を計上いたしました。扶助費18万3,000円の減額は、各種予防接種等の執行残であります。

歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫負担金、緊急風しん抗体検査等事業で21万円の追加、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で226万4,000円の追加、15道支出金、衛生費道補助金、地域自殺対策強化事業で83万3,000円を計上いたしました。

環境衛生費は224万1,000円の減額で、報酬、需用費、負担金・補助及び交付金の執行残を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫補助金、合併浄化槽整備で41万1,000円の減額であります。

公害対策費は17万9,000円の減額で、水質検査委託等の執行残であります。清掃総務費、負担金・補助及び交付金は410万4,000円の減額で、渡島廃棄物処理広域連合負担金の確定によるものであります。

ごみ処理費は451万円の減額であります。報酬9万1,000円の減額は、廃棄物減量等推進審議会の開催回数の減によるもの、その他、需用費、委託料、工事請負費について執行残を整理いたしました。

歳入では、15道補助金、衛生費道補助金、海岸漂着物対策事業で283万6,000円の減額であります。

し尿処理費は382万8,000円の減額で、汚水処理施設維持管理負担金の確定によるものであります。し尿処理施設解体整理費は1,637万1,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫補助金、し尿処理施設解体事業で185万円の減額、18繰入金、し尿処理施設解体基金繰入金で185万円の減額、19諸収入、雑入、山越郡衛生処理組合繰越金で159万7,000円の追加、し尿処理施設解体整理事業で1,095万円の減額であります。

病院事業費、繰出金4,500万円の追加は、病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は2,065万8,000円の減額であります。農業委員会費は22万2,000円の減額で、報酬および旅費の執行残の整理であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、農業委員会で37万2,000円を計上いたしました。

農業総務費は52万8,000円の減額で、それぞれ執行残を整理いたしました。

歳入では、19諸収入、雑入、農地中間管理事業で14万6,000円の減額であります。

農業振興費は62万円の減額で、多面的機能支払交付金事業補助金の減額であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、多面的機能支払交付金事業で47万円を減額いたしました。

畜産振興費は4万円の減額で、家畜共進会の中止に伴う執行残であります。

農地費は219万9,000円の減額であります。需用費4万7,000円の減額は車修理費、工事請負費90万5,000円の減額は蔵岱営農用水施設修繕・改修工事の執行残、負担金・補助及び交付金は124万7,000円の減額で、事業費の確定に伴い長万部中部地区道営草地整備事業負担金を整理いたしました。

歳入では、12分担金及び負担金、農林水産業分担金、道営草地整備事業分担金で203万5,000円の減額、15道支出金、農林水産業費道補助金、道営草地整備事業で19万円の減額であります。

林業振興費は1,419万2,000円の減額であります。報償費5万円の減額から、負担金・補助及び交付金61万5,000円の減額までの7項目について、事業費確定による執行残を整理いたしました。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、森林病虫害等防除事業で1万9,000円の減額、林業振興事業で265万3,000円の減額、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で335万5,000円の減額、18繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で120万8,000円の減額であります。

水産基盤整備費は535万7,000円の減額であります。旅費10万円の減額は普通旅費、負担金・補助及び交付金525万7,000円の減額は、水産基盤整備事業地元負担金の確定によるものであります。水産物流通加工基盤強化対策費は250万円の追加で、ホタテウロ処理に係る水産廃棄物リサイクル施設維持管理運営委託料の追加であります。

4頁をご覧ください。商工費は1,038万1,000円の減額であります。商工振興費は870万3,000円の減額で、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助等について、事業確定に伴い執行残を整理をいたしました。

観光費は104万円の減額であります。旅費18万円の減額、使用料及び賃借料30万円の減額は、観光PR事業中止に伴う執行残の整理、負担金・補助及び交付金56万円の減額は、長万部温泉井維持管理事業補助に係る執行残の整理であります。多目的活動センター施設費は63万8,0

〇〇円の減額で、需用費、委託料の執行残を整理いたしました。

土木費は7,413万5,000円の減額であります。土木総務費は8万5,000円の減額で、会計年度任用職員に係る費用弁償及び委託料の執行残を整理いたしました。大型乗用車両等管理費は335万5,000円の減額で、燃料費および中型バス購入に係る執行残の整理であります。道路橋梁総務費は29万1,000円の減額で、地図訂正、地積更正委託等の執行残を整理いたしました。道路橋梁維持費は79万5,000円の減額で、道路維持作業車購入に係る執行残の整理であります。道路新設改良費は18万7,000円の減額で、普通旅費の執行残の整理であります。

都市計画総務費は39万円の減額であります。都市計画審議会委員の費用弁償および新幹線駅・新設駅前広場基本設計外調査委託等に係る執行残を整理いたしました。

歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、地域公共交通確保維持改善事業で5万円の減額、集約都市形成支援事業で5万5,000円の減額であります。

公共下水道費、繰出金は3,926万円の減額で、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

公園費は558万5,000円の減額であります。報酬は237万4,000円の減額で、公園作業員が募集定員に達しなかったこと等によるもの。需用費から備品購入費までの6項目は、それぞれ入札や見積合わせによる減額のほか、物件費に係る執行残を整理いたしました。

住宅管理費は194万5,000円の減額で、入札による不用額のほか、物件費等に係る執行残を整理いたしました。

住宅建設費は2,224万2,000円の減額であります。委託料414万7,000円の減額は、工事設計業務委託に係るもの、工事請負費1,809万5,000円の減額は、南部団地仮移転住宅修理工事に係る執行残を整理いたしました。

消防費は219万2,000円の減額であります。常備消防費は100万2,000円の減額で、人件費の整理のほか、旅費、需用費の執行残を整理いたしました。非常備消防費は123万円の減額で、費用弁償および普通旅費の整理であります。消防施設費は4万円の追加で、物件費の年度末までの所要額を見込み計上いたしました。

教育費は3,205万9,000円の減額であります。教育委員会費は15万円の減額で、普通旅費及び交際費の執行残を整理いたしました。事務局費は259万5,000円の減額で、共済費から貸付金までの7項目について、事業確定に伴う執行残や、年度末までの所要額を見込み整理いたしました。

歳入では、19諸収入、貸付金元利収入、奨学金貸付で8万3,000円の減額であります。

5頁をご覧ください。小学校費、学校管理費は527万円の減額であります。需用費は11万円の追加で、内訳は、国の補助事業で実施する新型コロナウイルス対策消耗品が60万円の追加、燃料費など物件費が49万円の減額。その他、役務費から備品購入費までの4項目について、入札や見積合わせによる執行残を整理いたしました。

小学校費、教育振興費は86万円の減額であります。外国語指導助手等謝礼に係る報償費のほか、要保護・準要保護児童に係る扶助費を整理いたしました。

中学校費、学校管理費は807万7,000円の減額であります。需用費は112万円の減額で、内訳は、国庫補助事業で実施する新型コロナウイルス対策消耗品が30万円の追加、電気料など物件費が142万円の減額。その他、役務費から負担金・補助及び交付金までの4項目について、入札や見積合わせによる執行残を整理いたしました。

中学校費、教育振興費は70万円の減額で、中体連等競技大会参加補助金のほか、要保護・準要保護生徒などに係る扶助費の執行残を整理いたしました。

社会教育総務費は150万1,000円の減額であります。報酬18万1,000円の減額は社会教育委員等に係るもの、その他、報償費から負担金・補助及び交付金までの7項目について、事務事業の中止や終了に伴う執行残を整理いたしました。

町民センター施設費は6万円の減額で、電気料について、年度末までの所要額を見込み整理いたしました。

学習文化センター施設費は193万6,000円の減額で、物件費及び各種設備等の点検委託に係る執行残の整理であります。保健体育総務費は128万2,000円の減額であります。

スポーツ推進委員の報酬のほか、報償費から負担金・補助及び交付金までの7項目について、事務事業の縮小や、中止に伴う執行残を整理いたしました。

ファミリースポーツセンター施設費は207万円の減額で、燃料費および修理費、青少年会館施設費は29万円の減額で、燃料費および修理費の執行残の整理であります。

海洋センター施設費は334万9,000円の減額で、プール監視員の報酬のほか、物件費などの執行残を整理いたしました。

町民体育館施設費5万円の減額は、消耗品費および修理費に係る執行残の整理であります。

学校給食センター費は386万9,000円の減額であります。需用費319万5,000円の減額は、給食材料費や物件費に係るもの、委託料25万6,000円の減額は、給食配送業務委託に係るもの、工事請負費41万8,000円の減額は、入札に伴う執行残の整理であります。

歳入では、12分担金及び負担金、教育費負担金、給食費負担金で119万1,000円の減額、高等学校給食費負担金で77万4,000円の減額であります。

6頁をご覧ください。公債費は579万4,000円の減額であります。元金40万2,000円の追加は、利率見直しによる償還元金の変更によるもの。利子619万6,000円の減額は、令和元年度借入分の利率確定により不用額を整理いたしました。諸支出金は297万6,000円の減額で、ガス事業会計繰出金であります。

1頁にお戻りください。次に、歳入についてご説明いたします。ただいま、歳出でご説明した分は、省略させていただきます。

町税は50万円の追加であります。個人町民税は、現年課税分が漁業者所得額の減により1,500万円の減額、滞納繰越分が徴収額の増により200万円の追加であります。法人町民税、現年課税分は500万円の減額で、内訳は、均等割が企業進出により100万円の増額となったものの、法人税割が事業不振により600万円の減額であります。固定資産税、現年課税分は、新築家屋及び償却資産の増加に伴い2,200万円の追加であります。

環境性能割は、対象車両の減に伴い250万円の減額であります。

入湯税、現年課税分は、入湯客の減に伴い、100万円の減額であります。使用料及び手数料は904万7,000円の減額で、民生使用料から消防手数料まで、それぞれ利用状況等を精査し整理いたしました。

国庫補助金は8,471万1,000円の追加であります。総務費国庫補助金、地方創生事業は1億7,565万6,000円の追加で、国の第3次補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を整理いたしました。

2 頁をご覧ください。土木費国庫補助金、除雪事業は、社会資本整備総合交付金の交付額決定により 1,486 万円の減額であります。

教育費国庫補助金、特別支援学級児童生徒 8 万 7,000 円の減額から、公立学校情報機器整備事業 159 万 7,000 円の減額までの 5 項目は、それぞれ事業費の確定等により整理いたしました。

道支出金は 5,779 万 1,000 円の追加であります。

3 頁をご覧ください。民生費道補助金、冬の生活支援事業は 50 万円の追加で、冬期福祉給付金に係るもの。総務費道委託金、権限移譲事務は 6 万 7,000 円の減額で、北海道権限移譲事務交付金の交付額確定によるものであります。

財産収入は 31 万 2,000 円の追加であります。財産貸付収入、土地貸付収入 12 万 3,000 円の追加および家屋貸付収入 45 万 4,000 円の減額は、実績を考慮し整理いたしました。

利子及び配当金、利子は 8 万 8,000 円の減額であります。物品売払収入は 48 万 1,000 円の追加で、旧山越郡衛生処理組合の物品および町有林木材等の売払収入であります。生産物売払収入は 25 万 2,000 円の減額で、天然ガス売払代金を整理いたしました。不動産売払収入、立木売払収入は 50 万 2,000 円の追加で、送電線および新幹線工事に係る支障木伐採補償金の計上であります。

繰入金金は 3 億 1,183 万 5,000 円の減額であります。財政調整基金繰入金金は 3 億 354 万 7,000 円の減額で、今回の補正に伴う歳出不用額と歳入を精査し、一般財源を後年度以降の財源調整とするため、財政調整基金からの繰入額を減額するものであります。なお、この減額をした後の財政調整基金残高見込額は 8 億 5,437 万 6,000 円となります。

まちづくり基金繰入金 510 万円の減額は、充当事業の確定による整理であります。

4 頁をご覧ください。諸収入は 5,997 万 6,000 円の追加であります。宝くじ交付金収入 161 万 3,000 円の追加は、交付額の確定によるもの。雑入、分収造林収入 13 万 1,000 円の追加、高速道路救急業務支弁金 29 万 7,000 円の減額、いきいきふるさと推進事業助成金 55 万円の追加は、事業の確定や年度末を見込んで整理いたしました。

町債は 812 万 7,000 円の減額であります。総務債、街路灯管理支援事業債 100 万円の減額から、減収補てん債 987 万 3,000 円の追加まで、それぞれ事業費等の確定により整理いたしました。

次に、補正予算書の 5 頁をご覧ください。第 2 表は地方債補正であります。地方債の追加は、起債の目的・減収補てんで、限度額は 987 万 3,000 円、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりであります。地方債の変更は、起債の目的・街路灯管理支援から高等学校教育環境整備まで 12 項目で、変更前の総額 1 億 8,010 万円を、変更後の総額 1 億 6,210 万円に 1,800 万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

6 頁をご覧ください。第 3 表は、繰越明許費補正であります。繰越明許費の追加は、款、総務費、項、総務管理費、事業名、高度無線環境整備推進事業から、款、教育費、項、中学校費、事業名、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業までの 4 項目で、合計 2 億 6,052 万 9,000 円以内を、令和 3 年度に繰越して使用するというものであります。

繰越明許費の変更は、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、変更前の金額 2,790 万 8,000 円以内を変更後の金額 3,240 万 6,000 円以内に、

449万8,000円増額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が、令和2年度長万部町一般会計補正予算（第17号）の内容であります。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の最終決定および譲与税等の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分に対応したいと考えておりますので、あらかじめご承知おき願います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） 3時30分まで休憩します。

15時20分 休憩

15時30分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは質疑に入ります。これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、18頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、18頁から23頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、24頁から27頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、28頁から30頁です。ありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 28頁の予防費、使用料及び賃借料の、車借り上げで、ワクチンの送迎バスという説明だったんですけれども、ちょっと積算根拠、すみませんお願いします。

○議長（辻義雄） 岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） 予防費の使用料及び賃借料、車借上料の28万6,000円でございますが、ワクチン接種会場までのバスの運行をするためのバスの借上料を計上してございます。内訳といたしましては、中型バスを単価では予定しておりまして、時間あたり9,515円×3時間の10回分、それぞれ国縫、双葉、蕨岱方面、静狩方面を予定して計上しております。

○議長（辻義雄） 衛生費ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、30頁から32頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、33頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、33頁から36頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、36頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、37頁から43頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、43頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸支出金、43頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税 7 頁から 8 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に分担金及び負担金、8 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に使用料及び手数料、9 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、10 頁から 11 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、12 頁から 13 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、14 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、14 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、15 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、15 頁から 16 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、16 頁から 17 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に 5 頁をご覧ください。第 2 表地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に 6 頁をご覧ください。第 3 表繰越明許費補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号 令和 2 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 16、議案第 9 号令和 2 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第9号令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ19万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1億335万2,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金19万6,000円の追加は、事務費負担金の確定により49万円の減、保険料等負担金68万6,000円の増により、追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。後期高齢者医療保険料は、102万1,000円の追加であります。特別徴収保険料現年度分特別徴収保険料172万3,000円の減額、普通徴収保険料現年度分普通徴収保険料274万4,000円の追加は、被保険者の増減によるものであります。

繰入金は、168万1,000円の減額であります。

事務費繰入金88万円、保険基盤安定繰入金80万1,000円の減額は、いずれも額の確定によるものであります。

繰越金85万6,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第9号令和2年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

○議長（辻義雄） 日程第17、議案第10号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第10号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ1,304万1,000円を減額し、補正後の予算総額を7億8,203万9,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費は31万2,000円の減額であります。運営協議会費、報酬12万2,000円の減額は、運営協議会開催回数の減によるものであります。保険税収納率向上対策費、旅費16万円の減額、需用費、燃料費3万円の減額は、執行残であります。

保険給付費は308万円の追加であります。負担金補助及び交付金で、療養給付費は500万円の追加で、給付費の増加によるものであります。出産育児一時金168万円、葬祭費24万円の減額は、いずれも件数の減による減額であります。

国民健康保険事業費納付金は、1,280万9,000円の減額であります。負担金補助及び交付金で、医療給付費分923万円、後期高齢者支援金等分256万4,000円、介護納付金分101万5,000円の減額は、北海道への国保事業費納付金の確定により、減額するものであります。

諸支出金、保険税還付金、償還金利子及び割引料300万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分の不用額を減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。国民健康保険税は、850万円の減額であります。国民健康保険税、医療給付費分現年課税分480万円、後期高齢者支援金分現年課税分、190万円、介護納付金分現年課税分180万円といずれも減額で、世帯所得割の減少による賦課額確定によるものであります。

道支出金は、64万9,000円の減額であります。

普通交付金420万円の追加は、保険給付費の増加によるものであります。

特別交付金484万9,000円の減額は、保険料減免分および特別調整交付金の減額によるものであります。

繰入金、一般会計繰入金389万2,000円の減額は、出産育児一時金等の減により、減額するものであります。

以上が、議案第10号令和2年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。3頁から7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第18、議案第11号令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第

4号)の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長(岡部忠) ただいま上程されました、議案第11号令和2年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてその内容をご説明いたします。

今回の補正は、保険料賦課の確定、補助金等の額の確定および執行経費の整理、年度末までの予算執行を見越しての補正であります。歳入歳出にそれぞれ2,475万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8億9,954万9,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

1総務費は140万1,000円の減額であります。一般管理費、共済費2万円の追加は退職手当負担金で、年度末までの所要額を補正するものです。認定調査等費、報酬65万円の減額は、嘱託介護認定調査員による認定調査件数の減、役務費65万円の減額は、主治医意見書作成件数の減、委員会費、委託料12万1,000円の減額は、介護保険事業計画策定委託で、事業費確定による執行残を整理するものであります。

2保険給付費は2,850万円の追加であります。居宅介護予防サービス給付費、負担金・補助及び交付金500万円の減額、地域密着型サービス給付費、負担金・補助及び交付金2,000万円の減額、施設介護サービス給付費、負担金・補助及び交付金5,500万円の追加、住宅改修費、負担金・補助及び交付金150万円の減額、サービス計画給付費、負担金・補助及び交付金100万円の減額、特定入所者サービス等費、負担金・補助及び交付金100万円の追加は、それぞれ年度末までのサービス給付費等の所要額を見込み追加、または減額するものであります。

これら保険給付費に対応する歳入は、1保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料103万6,000円の追加、現年度分普通徴収保険料107万3,000円の減額、4国庫支出金、介護給付費負担金、現年度分1,189万9,000円の追加、調整交付金、現年度分338万5,000円の追加、5支払基金交付金、介護給付費交付金、現年度分26万円の追加、6道支出金、介護給付費負担金、現年度分121万1,000円の追加、8繰入金、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金585万1,000円、介護給付費準備基金繰入金593万1,000円を計上いたしました。介護給付費準備基金の取り崩し後の残高見込額は5,730万9,234円となります。

歳出に戻ります。3地域支援事業費は234万8,000円の減額であります。介護予防・生活支援サービス事業費、負担金・補助及び交付金65万円の減額は、通所型サービスの利用者の減によるものであります。

包括的支援・任意事業費、報酬14万3,000円の減額は、生活支援体制整備事業協議体会議開催回数の減で、職員手当等30万円の減額は、時間外勤務手当の減、共済費11万円の追加は、共済費4万、退職手当負担金7万円の追加で、年度末までの所要額を補正するものであります。報償費10万5,000円の減額は、生活支援体制整備事業講師派遣回数の減。旅費30万円の減額は普通旅費で、出張の減。役務費25万円の減額は通信費で、高齢者生活アンケート調査執行残。委託料35万円の内訳は、地域包括支援センター事務委託が30万円の減で、執行残。徘徊高齢者位置情報確認事業委託が5万円の減で、利用者の減によるものであります。負担金・補助及び交付金36万円の減額の内訳は、成年後見人報酬負担金が28万円の減額で、利用者の減によるもの。認知症初期集中支援チーム員研修負担金4万円の減額、および認知症地域支援推進員研修負担金4

万円の減額は、研修会が開催されなかったことにより減額するものであります。

これら地域支援事業費に対応する歳入は、4 国庫支出金、地域支援事業交付金、現年度分 4 9 万 9,000 円の追加、5 支払基金交付金、地域支援事業交付金、現年度分 1 3 7 万 4,000 円の減額、6 道支出金、地域支援事業交付金、現年度分 2 2 万 5,000 円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま、歳出でご説明した分は省略させていただきます。

8 繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金 3 0 9 万 9,000 円の減額は、ただいま歳出で減額した予算の町負担分を一般会計繰入金から減額するものでございます。

以上がただいま上程されました、令和 2 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4 頁から 9 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 2 号 令和 2 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（辻義雄） 日程第 1 9、議案第 1 2 号令和 2 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 1 2 号令和 2 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ 2,321 万 4,000 円を減額し、補正後の予算総額を 3 億 2 1 7 万 3,000 円とするものでございます。

はじめに、歳出からご説明をいたします。下水道費は 2,171 万 4,000 円の減額で、年度末の予算執行残をそれぞれ減額するものでございます。

内訳では、一般管理費の旅費は普通旅費で 15 万円を、委託料は下水道事業ストックマネジメント計画策定および公営企業会計適用移行業務委託分で、193 万 1,000 円を減額しております。

歳入では、この委託料減額に関連しまして、2 国庫支出金、下水道費国庫補助金 30 万円を、あわせて 5 町債の下水道事業債 150 万円を減額してございます。

戻りまして負担金・補助及び交付金は、検満メーター負担金の確定分で 18 万円、公課費は、消

費税確定分で８８６万８，０００円をそれぞれ減額するものでございます。同じく管渠管理費の需用費は電気料金分等で１４万７，０００円を、委託料は、下水道管渠清掃業務等委託分で６３万４，０００円を減額するものでございます。

工事請負費は管路施設移設事業分で、３００万円を減額するもので、これに関連する歳入は、４諸収入、雑入の管路施設移設事業で同額の３００万円を減額してございます。

次に、終末処理場管理費の需用費は、消耗品・燃料費や主に電気・水道料金分で４９２万円を、委託料は、法定水質分析業務委託および脱水汚泥処理・運搬業務委託分で１７６万６，０００円を、使用料及び賃借料は、除雪用タイヤショベルの借上料で１１万８，０００円を減額するもので、歳入では、汚水処理施設維持管理にかかる費用の減額分としまして、４諸収入、受託事業収入、汚水処理施設維持管理費３８２万８，０００円を減額してございます。戻りまして公債費は１５０万円の減額で、起債利子及び一時借入金利子にかかる減額でございます。

次に、歳入について、ご説明をいたします。ただいま歳出予算にあわせてご説明した分につきましては、省略をさせていただきます。

３繰入金の３，９２６万円の減額につきましては、一般会計繰入金を歳入歳出の補正に伴い、減額するものでございます。

諸収入は１，７８４万６，０００円の追加で、内訳では、雑入、雑入で２，４６７万４，０００円の追加は納付済みの下水道消費税還付金で、主にはミックス事業等に係る補助金等について、「特定収入」扱いとして修正申告したところ、その額が受理され、還付されたものでございます。

以上が、令和２年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁から４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号 令和２年度長万部町ガス事業会計補正予算（第２号）

○議長（辻義雄） 日程第２０、議案第１３号令和２年度長万部町ガス事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第１３号令和２年度長万部町ガス事業会計補正予算（第２号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費から102万円を減額し、補正後の支出予定額を1億4,027万2,000円に改めるものでございます。内訳では、製造費12万円の減額は児童手当の減額によるもので、企業債利息90万円の減額は、借入額利率確定によるものであります。

次に収入になりますが、収入のガス事業収益から12万円を減額し、補正後の収入予定額を1億1,834万円に改めるものでございます。内訳では、その他特別利益の一般会計補助金12万円の減額は、児童手当の変更に伴い、繰出基準額を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。予算第4条に定めている、収益的収入及び支出の資本的支出から1,142万5,000円を減額し、補正後の支出予定額を8,205万2,000円に改めるものでございます。

内訳では、供給設備1,142万5,000円の減額で、ガス本支管改良工事の執行残でございます。

次に、収入になりますが、資本的収入から1,145万6,000円を減額し、補正後の収入予定額を、5,414万4,000円に改めるものでございます。

内訳では、企業債860万円および出資金285万6,000円の減額は、供給設備に係るガス本支管改良工事額が確定したことによるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,790万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は、業務の予定量の変更になります。ガス本支管改良工事額の確定により業務予定量が変更となるもので、予算第2条表中、本年度の欄の供給設備「6,670万円」を「5,527万5,000円」に改めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出と、2頁に移りまして、第4条の資本的収入及び支出は、概要で説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に第5条は、企業債の借入限度額の変更で、ガス本支管改良工事額の確定によりまして、借入額を変更するものでございます。予算第5条中、起債の目的、供給設備の限度額を、変更前「4,920万円」を、変更後「4,060万円」に改めるものでございます。

次に、3頁をご覧ください。第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で今回の補正に伴い、予算第8条中「3,375万1,000円」を「3,363万1,000円」に改めるものであります。

第7条は、他会計からの補助金の変更で、予算第9条中、一般会計補助金の児童手当分、変更前「49万8,000円」を変更後「37万8,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和2年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量、第5条企業債、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費および第7条他会計からの補助金を一括して行います。1頁から3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（辻義雄） 日程第21、議案第14号令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第14号令和2年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から21万2,000円を減額し、補正後の支出予定額を1億6,498万4,000円に改めるものでございます。

内訳では、資産減耗費の固定資産除却費74万2,000円の減額は、除却資産の確定に伴うものでございます。消費税53万円の追加は、消費税調整額の増額分でございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。予算第4条に定めている資本的収入及び支出のうち資本的支出から1,669万2,000円を減額し、補正後の支出予定額を5,611万5,000円に改めるものでございます。

内訳では、配水設備1,669万2,000円の減で、北海道の事業で予定しておりました、道道長万部公園線道路改良工事の延期に伴う配水管移設工事費の減額でございます。

次に、収入になりますが、資本的収入から782万円を減額し、補正後の収入予定額を、199万4,000円に改めるものでございます。

内訳では、工事負担金782万円の減額で、道道長万部公園線道路改良工事の延期に伴うものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,412万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,561万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1,908万2,000円、当年度分消費税資本的収支調整額42万8,000円、減債積立金処分額1,500万円および建設改良

積立金処分額４００万円で補てんをいたします。

以上が、令和２年度長万部町水道事業会計補正予算（第４号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。３頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に資本的収入及び支出を行います。３頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号 令和２年度長万部町病院事業会計補正予算（第５号）

○議長（辻義雄） 日程第２２、議案第１５号令和２年度長万部町病院事業会計補正予算（第５号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました、議案第１５号令和２年度長万部町病院事業会計補正予算（第５号）の内容についてご説明いたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の、支出の補正であります。

はじめに収益的収入及び支出になります。予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入の病院事業収益から１億１，１００万円を減額し、補正後の収入予定額を６億２，５０２万１，０００円とし、また、支出の病院事業費用から７，５９８万１，０００円を減額し、補正後の支出予定額を６億９，０１６万８，０００円に改めるものであります。

支出の内訳からご説明いたします。

病院事業費用は７，５９８万１，０００円の減額となり、内訳は医業費用の給与費の給料１，８００万円の減額、手当１，４９０万円の減額、報酬１，５００万円の減額、法定福利費１００万円の減額、退職給付費２００万円の減額となり、これらは主に医師確保対策として計上したものの減額となります。

材料費のうち薬品費１，０００万円の減額、診療材料費２００万円の減額、経費の旅費、交通費５０万円の減額、光熱水費１００万円の減額、燃料費１００万円の減額、保険料２８万１，０００円の減額、賃借料２００万円の減額、委託料７００万円の減額、研究研修費の旅費１１０万円の減額となります。

医業外費用としてリース資産購入支払利息２０万円の減額となり、これは医療機器リースを次年

度以降に先送りしたことになります。

次に、収入についてご説明いたします。医業収益の入院収益7,800万円の減額は、入院患者数の減少による減、外来収益7,800万円の減額は外来患者数の減少による減、医業外収益の他会計補助金4,500万円の追加は入院外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。

次に、概要の2頁目をご覧ください。資本的収入及び支出になります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の支出で、資本的支出を530万円減額し、補正後の支出予定額を1,346万3,000円に改めるものであります。内訳は空気清浄機とベッドサイドモニターの購入で67万円の追加と、建設改良費のリース資産購入費の減額で、医療機器リースを次年度以降に先送りした1,200万円の減額となります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,096万1,000円は過年度分損益勘定留保資金1,096万1,000円で補てんいたします。

失礼いたしました。資本的支出530万円と言いましたけれども、53万円の間違いであります。訂正いたします。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条は業務の予定量の変更で、年間患者数、入院延べ5,548人を3,266人に、外来延べ2万6,620人を1万7,252人に改めるものであります。第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出は概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

2頁になります。第5条は予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費5,090万円を減額することから、給与費の予定額を4億5,852万2,000円に改めるもので、第6条は予算第7条中、他会計からの補助金3億5,000万円を他会計補助金の追加により、3億9,500万円に改めるものであります。第7条は予算第8条中、棚卸資産購入限度額6,407万円を材料費の減額により5,207万円に改めるものであります。

以上がただいま上程されました、令和2年度長万部町病院事業会計補正予算（第5号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。5頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に資本的収入及び支出を行います。6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第2条業務の予定量、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条他会計からの補助金、第7条棚卸資産購入限度額を一括して行います。1頁から2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号 令和 3 年度長万部町一般会計予算から

◎議案第 23 号 令和 3 年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（辻義雄） 日程第 23、議案第 16 号令和 3 年度長万部町一般会計予算から日程第 30、議案第 23 号令和 3 年度長万部町病院事業会計予算までの 8 件の議案を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております 8 件の議案については、議長を除く 9 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております 8 件の議案については議長を除く 9 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

16 時 12 分 休憩

16 時 20 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催した予算審査特別委員会において委員長および副委員長が互選されましたのでご報告をいたします。

委員長には村川議員、副委員長には大谷議員、以上のとおりであります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

16 時 21 分 休憩

16 時 23 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります、同意第 1 号長万部町農業委員会委員の任命についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第 1 号 長万部町農業委員会委員の任命について

○議長（辻義雄） 日程第 31、同意第 1 号長万部町農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第１号につきまして、長万部町農業委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。

本件は長万部町農業委員会の委員の選任に関する規則第８条の規定に基づく長万部町農業委員会の任命であります。本町の農業委員に１名の欠員が生じたことから、令和２年１２月に農業委員を募集した結果、１名の応募がありましたので、今回農業委員の任命について議会の同意を求めるものであります。なお、任期は令和３年４月１日から令和５年７月１９日までの２年４か月となります。同意第１号、住所山越郡長万部町字栄原３１１番地、氏名加藤政子氏、昭和３７年２月２３日生まれでございます。よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

１６時２５分 休憩

１６時２６分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります諮問第１号人権擁護委員の推薦についての議案が町長より提出されましたのでお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第１号 人権擁護委員の推薦について

○議長（辻義雄） 日程第３２、諮問第１号人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、諮問第１号人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町には、現在３名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。このたびそのうち

の石垣聖子氏が令和３年６月３０日付をもって任期満了となりますので、再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する候補者の住所は、山越郡長万部町字大浜２０番地６，氏名は石垣聖子氏で、昭和２８年５月７日生まれでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案等の調査のため３月５日から８日までの４日間を休会したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって３月５日から８日までの４日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は３月９日午前１０時から再開いたしますのでご承知おきます。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

１６時２９分 散会
